

平成 21 年度 文化庁

「我が国の写真フィルムの保存・活用に関する調査研究」

報 告 書

平成 22 年 3 月

社団法人日本写真家協会

1. はじめに

本調査報告書は、社団法人日本写真家協会が文化庁の委託を受け「我が国の写真フィルムの保存・活用に関する調査研究」を実行するために、有識者による諮問会議を設け、収集調査、保存のための科学、権利処理等の専門家による検討を得て、物故写真家の遺族の元で保存されている写真原板(フィルム)の管理状況を調査し、また欧米など海外のアーカイブにおける写真原板の保存、修復、利活用の実地調査を行ったものである。

今年度は8名の物故写真家のフィルムの整理状況について集中的に調査研究を行った。原板(フィルム)の保存は主に、写真家の奥様または子どもさんが行っており、その中の一部を詳しく調査するために協会事務所に隣接する部屋を調査室として借り受け、4人の調査研究のための短期の調査員を雇い、写真原板のスキャニングによるデジタル化、データベース(基本台帳)を作成して利活用するための壮大な事業計画の第一歩を踏み出したことは、写真フィルム保存センターの設立を願っている私にとって大きな喜びであった。

戦後活躍した写真家の中には、自分で撮影したフィルム原板を、なんとかして後世に伝え残したいと真剣に考え、実行しようと試みた人物がいる。濱谷浩氏である。氏は20歳でライカを入手し、銀座や浅草の風物を撮り始める。22歳でフリーランスの写真家となり、雑誌の仕事を手がけるようになり、民俗学の研究をする渋沢敬三氏を知る。濱谷氏は和辻哲郎の『風土』や柳田國男の著作を読み、次第に民俗学に傾倒してゆく。新潟県の雪深い桑取谷に伝わる小正月の行事にカメラをむけ、その谷間に暮らす25軒の農民とのふれあいから農民の心にふれ、神との深い交流に支えられ生きていることを知り、10年間通い続けて『雪国』『裏日本』を発表した。

1960年には安保闘争を取材、農村から都市の若者たちを凝視する。そして日本の将来を憂う若者たちを捉え『怒りと悲しみの記録』にまとめて出版。81年には『地の貌・生の貌』『学藝諸家』を、85年には『昭和女人集』を出版している。濱谷浩氏の写真は常に日本人と日本人の現実を写しとっている。時代を捉えながら芸術的にもすばらしい作品であり、日本の民俗行事を捉えた写真も、日本の文化を捉えたものも、ビジュアルな写真史として保存すべきものが写しとられている。

85年に奥様に先だたれると、自身が撮り続けてきた写真原板およびプリント作品を、どう保存したらよいかと考え、東京都写真美術館や平塚市美術館、大磯町、上越市などに作品と原板を自宅の建物とともに寄託、寄贈することを打診するが、いずれも実現しなかった。次に自ら財団法人の写真文庫をたち上げ、そこで保存する構想を考え、その方法を試みたが、これも実現するに至らなかった。それでも保存することへの執念は消えず、庭に収蔵庫を建てその中で撮影したフィルムの整理を始めた。ところが収蔵庫内に貼ったベニヤ板から発生するホルマリンの中毒で倒れ、横須賀の病院に緊急入院してしまった。その後も涙ぐましい努力で整理を続けたが、1999年にこころざし半ばで亡くなられた。享年83歳であった。濱谷家を継いだKさん

写真は素人なので、存命中に親交のあった編集者のT氏が、保存と利活用に携わっている。

T氏とても不死身ではない。T氏を継いで保存に携わってくれる人は恐らく出てこないのではなかろうか。私は故木村伊兵衛氏の写真フィルム原板の管理をまかされているが、私とて同じであり、個人が永久的に保存に携わってゆくことは不可能である。一日も早い写真保存センターT氏とても不死身ではない。T氏を継いで保存に携わってくれる人は恐らく出てこないのではなかろうか。私は故木村伊兵衛氏の写真フィルム原板の管理をまかされているが、私とて同じであり、個人が永久的に保存に携わってゆくことは不可能である。一日も早い写真保存センターの設立・運営を望んで止まない。

田沼武能（社団法人日本写真家協会会長）

目 次

1. はじめに	3
2. 本調査の概要	7
2.1. 調査研究テーマ	7
2.2. 調査研究の趣旨	7
2.3. 調査研究の内容	7
(1) 具体的内容及び方法	7
(2) 調査研究計画	7
3. 調査研究の実施計画	9
3.1. 実施方針、事業内容、調査、分析手法	9
3.2. 写真原板の移管と整理、利活用に向けての調査	9
3.3. 利活用、権利処理の研究	10
4. 調査実施概要	11
4.1. 日程	11
4.2. 調査研究にあたった諮問・調査委員、補助員名簿	12
5. 写真フィルムの保存・活用およびその事業に関する基本的な考え方	13
5.1. 調査・収集計画ヴィジョンの策定について	13
5.2. 調査研究をなぜ物故写真家に限定したのか	14
5.2.1. なぜ物故写真家に限定した調査研究なのか——「文化資源」の救済	14
5.2.2. 調査対象をなぜ印刷物を主たるものとしたのか——「共通の記憶」と情報への交換	15
5.2.3. 今後の課題	16
5.3. 海外における写真原板の収集・保存・活用の現況調査とその考察	16
5.3.1. 調査対象機関	16
5.3.2. 図書館・公文書館	16
5.3.3. 写真博物館	17
5.3.4. 写真アーカイブ	17
5.3.5. 日本の写真保存の現状	18
6. 調査概要	22
6.1. 調査結果	22
7. 調査作業	26
7.1. 写真原板の収集と保存状況	26
7.1.1. 写真原板・フィルムフォルダーの収集	26
7.1.2. 写真原板の整理の状況	27
7.1.3. 調査作業の流れ	28
7.1.4. 受付時の作業・整理の方法	28
7.2. スキャニングによるデータ作成	30
7.2.1. 写真原板のスキャニング	30

7.2.2.	収集した写真原板に関するデータ	31
7.3.	画像情報を作成する手順	32
7.3.1.	スキャニング	32
7.3.2.	プリントアウトとファイリング	32
7.3.3.	デジタルデータベースの作成	33
7.3.4.	基本となるデジタルデータベース	33
7.4.	劣化したフィルムの扱い方	36
7.4.1.	種別による保管	36
7.4.2.	劣化度検査、および劣化別の保存	36
7.4.3.	事例について	37
7.5.	劣化した包材の処理と無酸性紙包材への交換	37
8.	利活用に関する基本的な考え	47
8.1.	利活用にあたって	47
8.1.1.	文化資産としての利活用	47
8.1.2.	具体的な利活用として	47
8.1.3.	利活用の課題と問題点	48
8.2.	原板保持者・著作権者と利用者・活用者との法的な処理	48
8.2.1.	利活用に関する基本的な考え	48
8.2.2.	原板保持者および著作権者との法的な処理	49
8.2.3.	利用者/活用者との法的な処理	50
	まとめ(今後の課題)	52
表・図版		
	海外における写真原板の収集・保存・活用の現状調査(平成19、20年度)	20
	写真原板のデジタル化の流れ	28
	写真集に使用された画像の確認できた写真原板数	30
	収集した写真原板に関するデータ	31
	写真原板調査基本台帳(記入例)	34
	写真原板の受付時に記入する写真原板基本台帳	35
資料写真		
	「海外の写真アーカイブ」	39
	「写真原板の保存状況」	41
	「劣化したフィルム」	43
	「データ作成作業」	44
	劣化の事例「フィルム」と「オリジナル(劣化)保存包装材料」	45

2. 本調査の概要

2.1. 調査研究テーマ

散逸の恐れにある文化、歴史的に貴重な写真原板の収集保存を図り、学術、情報メディア、芸術、教育機関、その他において利活用することを目的とする施設の設置についての基礎的な調査研究を行う。

2.2. 調査研究の趣旨

我が国の近現代を撮影した文化的、歴史的に貴重な写真原板の散逸を防ぎ、活用を図る観点から行う。

2.3. 調査研究の内容

(1) 具体的内容及び方法

現状を把握し、保存・活用にあたっての課題を明らかにするため、以下について調査研究を行い、今後の方策を検討する。

(2) 調査研究計画

① 諮問会議の実施

調査研究を行うにあたり、写真史、保存技術、権利処理、利活用に関わる専門家による諮問会議を実施し、当施設の基本理念、具体的な活動指針を図るための会議を開催する。

専門分野に関しては、分科会を設けて作業を進める。

② 調査委員会の設置と写真原板の保存状況調査

調査委員会を立ち上げ、写真原板の収集を行い、実態調査を行う。

昭和20年から昭和45年ごろまでに撮影された、物故写真家の遺族のもとを訪ね、写真原板の提供・借用を行い、写真集等で使用された写真の特定と基本台帳の作成を行う。

③ 写真原板の収集基準と保存方法

第1期は、昭和20年から昭和45年ごろまでに撮影された、物故写真家の写真で、すでに印刷媒体等で公表されたものとその周辺の写真原板を対象とする。

保存にあたっては、美術館、博物館等と同等程度の温度、湿度に保てる収蔵庫で保管できるようにする。

保管にあたっては、収集時のネガケース等の薰蒸、脱酸化物の除去ののち、新しいネガフォルダーに入れ替え、該当する写真のコンタクト・プリント作業を行う。

コンタクト・プリントは写真原板からスキャニングによるデジタル化を行い、データベース(基本台帳)の作成作業を行う。

④ 写真原板の保存・活用に関する権利処理や利活用方法

利活用形態の把握、利活用者の利便性についての研究を行う。

写真原板に対する著作権、使用権等の契約に関する権利処理を明文化する。

インターネット、ウェブサイトを介しての閲覧、利活用に関する調査研究を行う。

3. 調査研究の実施計画

3.1. 実施方針、事業内容、調査・分析手法

時代を目撃し記録・表現してきた写真原板(フィルム)が、撮影者の物故により散逸、廃棄の憂き目にあっている問題について、社団法人日本写真家協会は歴史的、文化的に貴重な写真原板を収集し、長期にわたって保存できる施設「日本写真保存センター」の設立を要望している。

平成19、20年の2年間に物故写真家の写真原板の所在並びに保存状況の調査を実施した。

その結果、遺族によっては写真原板や資料をすでに廃棄されているものも散見された。保管されている写真原板についても保存環境が悪くて劣化が進行しているものが多数発見された。遺族によれば現状での保管そのものが手一杯で、高齢者になればなるほど、原板の保管をどうするかという問題に悩まされているのが現況である。

こうした窮状を一刻も早く救済しないと、戦後から時代を伝えてきた貴重な写真による記録が失われ、ひいてはわが国の歴史、文化、社会問題を研究する上で多大な損失を被ることになる恐れがある。

平成21年度では、遺族から写真原板の提供をいただき、フィルム等の内容の把握、確認を行い、適切な保存方法の実証、並びに利活用に向けてどのような方法が利用者にとって便利であるか、対象の分類方法、コンピュータでの検索に最適であるかを実証するための調査研究を行う。

3.2. 写真原板の移管と整理、利活用に向けての調査

1、フィルムの加水分解による劣化(ビネガーシンドローム)の発生が、想像した以上に新しい時代においても起こっていた。この現象については、これまでの説では昭和20年代までと思われていた加水分解による劣化が、昭和30年代後半のフィルムにまで起こっていたことである。これは高温多湿状態に長らく置かれていたために発生したと考えられ、その劣化が歳月とともに進行していることである。調査した多くの居住環境がフィルムの保存に適した環境でなかったことも一因として挙げられる。

現状のままではフィルムを遺族の元で長期に保存することが如何に困難であるかが明白となった。一刻も早く対策を講じないと写された画像そのものが使用できなくなる恐れがあることが確認された。

2、調査に伺ったご遺族も80歳を超える高齢者が多く、現状を維持管理することが大変であるとの話を伺い、遺族の生命がある内にフィルムを移管、保存する必要がある。また、フィルムを整理するにも関係者の存命中に聞き取り、撮影時の記録を残しておくことが、利活用の際に必要なデータとなることを考えると、早急な収集保存と整理が必要である。

3、対策としては、遺族の元よりフィルムの移管整理を行う。

- ・フィルムのクリーニング(ホコリやカビ等と不純物質の除去)と、劣化(ビネガーシンドローム)したフィルムの分離を行う。

- ・良好なフィルムも使用されているネガカバー(フォルダー)が約50年前のもので、紙質の劣化(酸性紙、黄変化、糊稠等)が起こっているため、これらを新しい無酸性のフィルムフォルダー(ポリエステル製)への交換作業を行う。
 - ・段ボール製の菓子箱などに収納されているフィルムを、無酸性のストレージボックスへ移し替えを行う。
 - ・ネガフォルダーに記録されている、撮影日時、場所、テーマ、番号、特記事項などの転記。データベースの元となる写真原板台帳の作成(撮影者名、撮影日時、場所、テーマ、元の整理番号、特記事項、発表媒体、発表年月日、新しい整理番号、分類、ストレージボックス番号、整理棚番号等)を行う。
 - ・すべてのネガフォルダーのコンタクトプリント(密着)の制作を行う。
既発表の写真についてはキャビネサイズのモノクロプリント(バライタ紙使用)を行い、ネガの基本台帳(保存対象の写真の整理簿)とし、必要事項を記載する。
 - ・デジタル化を行う。デジタル化はとりあえず既発表作品を中心に行う。
ネガフォルダー、コンタクトプリント、台帳の整理番号は統一の共通番号で整理する。
バーコードの利用も検討する。
- 4、収集、移管されたフィルム類は原板のサイズによる区分けを行い、無酸性のストレージボックスに収め、1950年代までのものについては、低温14～17℃、相対湿度15～30%で、1960年代以降のポリエステルベースのフィルムについては、17～20℃、30～50%で保存することが望ましいが、美術品等を保管する貸倉庫にもこうした保存条件をクリアできる場所は現状では求めにくい。そこで一時的ではあるが温湿度の比較的安定した貸倉庫に保存する。
- 5、以上のような作業を行うために、10坪程度の作業室を借り受け、写真フィルムの取り扱いに慣れた専門家を雇い入れ、専門家の指揮のもとで調査作業を行う。
調査作業員はなるべく学芸員あるいは図書館司書の資格をもった人員数名であたる。
- 6、調査作業には、遺族の元からの写真原板の運搬経費、作業室(会議室)、貸倉庫等の賃貸料、交換フィルムフォルダー、収納する保存ボックス、整理台帳の印刷などの消耗品、事務用品等の経費、一時収容のためのロッカー等の備品の借用。専門家およびアルバイトの人件費等を計上する。
写された内容の確認のため、写真原板のコンタクト(密着)プリントの制作、一部のフィルムについてはデジタルデータ化する作業を専門業者に委託する。

3.3. 利活用、権利処理の研究

写真原板の収集は、原則として寄贈の意思が確認できているものから始める。寄贈にあたっての利活用に関する権利処理について調査研究を重ねる。また、利活用にあたってのデータベースの構築もあわせて行う。

4. 調査実施概要

4. 1. 「我が国の写真フィルムの保存・収集に関する調査研究」日程

	委員会の開催	作業内容	備 考
4 月			
5 月	調査委員会	写真原板整理作業の準備	調査員の採用 作業事務室の借用
6 月	国内調査 諮問委員会	写真原板の移送 整理作業	大束元
7 月	利活用分科会	写真原板の移送 整理作業	吉田潤、田中徳太郎 野上透
8 月		整理作業、デジタル作業	トランクルーム借用
9 月	国内調査	写真原板の移送 整理作業	川島浩、川上重治 竹内廣光
10月	諮問委員会	整理作業、デジタル作業	調査員の補充
11月	国内調査	整理作業、デジタル作業	名取洋之助
12月		整理作業、デジタル作業	
1 月		整理作業、デジタル作業	
2 月	調査委員会	写真原板の返還準備	
3 月	諮問委員会	報告書	

4.2. 調査研究にあたった諮問・調査委員、補助員名簿

事業実施体制

社団法人 日本写真家協会

統轄部門

- 会 長 田沼武能（東京工芸大学芸術学部名誉教授）
- 副会長 熊切圭介（日本大学芸術学部写真学科講師）
- 専務理事 松本徳彦（文星芸術大学デザイン学科講師）

調査委員会

調査部門

- 委 員 金子隆一（東京都写真美術館専門調査員）
- 委 員 高橋則英（日本大学芸術学部教授）
- 委 員 白山真理（日本カメラ財団運営委員）
- 委 員 早川与志子（明治大学法学部講師）
- 委 員 北村行夫（弁護士）
- 委 員 多田亜生（岩波書店美術編集者）
- 委 員 山口孝子（東京都写真美術館保存科学専門調査員）
- 委 員 瀬尾太一（日本写真著作権協会常務理事）
- 補助員 小池 汪（写真家、桑沢デザイン研究所講師）
- 補助員 高井 潔（写真家、日本大学芸術学部講師）

調査委員会

調査作業部門

- 調査主任 中川裕美（学芸員、日本大学大学院芸術学博士前期課程修了）
- 調査員 新垣貞治（日本大学芸術学部写真学科卒）
- 調査員 新美志保（日本大学大学院芸術学研究科修了）
- 調査員 ヒントン実結枝（慶応義塾大学文学部民族学考古学専攻）

5. 写真フィルムの保存・活用およびその事業に関する基本的な考え方

5.1. 調査・収集計画ビジョンの策定について

平成19年度から始まった文化庁の委嘱による「我が国の写真フィルムの保存・活用に関する調査研究」は、本年度で3年目を迎えた。過去2回出された報告書の中で、「収集」「保存」「利活用」にあたっての「法的な整備」「技術的整備」「事業対象同定」について、国内に存在する写真原板のサンプリング調査と海外における写真原板保存機関の調査、専門家による利活用にかかわる調査研究によって、プロトタイプともいえるべき全体像を提示することができた。しかし平成20年度の報告書3. 5. で報告されているように、調査対象とする写真原板をどのように同定するかという点については審議未了として、今後の課題として残された。そして本年度の研究は、このプロトタイプにもとづき、より具体的なビジョンをいかに策定するか、という課題のもとになされた。

調査の対象とする「写真フィルム」とは何であるか、ということについては、「写真原板」でありさらに第一義的には「撮影原板」であることは、平成19、20年度の報告書の中で提示している。本年は、その「写真原板」「撮影原板」を調査対象としてどのように同定してゆくか、ということを経験として調査研究を行った。

昨年度、「事業対象同定」が審議未了となった理由は、写真原板をどのような単位でとらえるかということについての合意が得られなかったことにある。それは、写真原板を「1コマ」としてとらえるか、また保存を必要とする画像(1コマ)の周辺を含めたネガカバー1本分を塊としてとらえるかという問題であった。この問題を考えるために、本年度あらたにサンプリングとして預かった写真原板を収集・保存・利活用という実質的なフローに乗せる作業の中で明らかになった課題をもとに、本調査研究の原点に立ち返る必要が浮かび上がってきた。

写真原板を保存するのは、「写真」は無形文化(視覚イメージ自体)と有形文化(視覚メディア技術)の両方にまたがる文化財であり写真原板はその交差点に存在する「もの」であるからである。そしてそれを人類の知的財産として活用することを目的として保存してゆくことによって我が国の立国政策に寄与するためである。そしてその写真原板は、日本の歴史的現実を記録しているだけでなく、日本人のヴィジュアルリティを表現するものである。

ではそのような写真原板が我が国にどのように存在しているかといえば、家庭から公的な機関にいたるまでありとあらゆる場所に遍在している。過去の報告書に述べられているように、調査対象とするのは我が国に遍在する写真原板の全てであり、あらかじめ対象から外すことはしないとしている。このことは、今日においてはあまり価値がないと判断されても、将来において新たな価値が生み出される可能性を大事にするという考え方によっている。

しかしその可能性だけを考えて無作為に調査対象を同定することは実際的ではない。それゆえに、まず公的機関や博物館や新聞社などでそれぞれの理由によって収集・保存・活用が

行われている／行われるであろうものは調査対象から外した。一方、個人の家庭の中に私的な目的で残されている写真原板については、あまりにも膨大な量が存在しそれにプライオリティをつけることは不可能であるために調査研究の対象から外した。本調査研究の対象としたのは、写真の専門家すなわち写真家による写真原板である。写真家の写真原板は、その内容において社会的、芸術的な問題意識によって撮影がなされているために撮影時からある具体的な文化的価値が共有されていると考えられるからであり、さらに日本人のヴィジュアルリティを高度に表現していると考えられるからである。

この写真家による写真原板をベースにして我が国の写真フィルムの保存・活用を考えることは、機関による撮影原板と個人の私的な撮影原板の双方をカバーすることにもなるはずである。

また調査対象の写真原板の年代を1945年から1970年代としたことは、過去の報告書で明らかにされているように、写真原板の散逸と原板自体の崩壊という危機意識にもとづいている。

さらに写真原板をどのような単位で考えてゆくかという課題は、何らかの形(新聞雑誌、単行本、展覧会など)で発表された1コマを基準としてその画像についてデータを整理することを行い、問題点を明らかにした。利活用を行うためには、その画像に写されているものが何であり、どのような観点から撮影されたかが明らかであることは不可欠であろう。発表されたものは、その発表媒体にもとづき必要なデータを整理することが可能である。しかしそれだけでは不十分な場合が多く、またその価値の可能性を保存するという観点にたてば、発表された周辺の画像も必要となる。つまり発表された1コマとその背後に存在する写真原板の双方を保存しながらも、まずは発表されたものをデータ化して利活用に供してゆくという二段構えの考え方が、実際の作業のなかで将来を見据えるヴィジョンとして可能なのではないか。

本年度の調査研究によって、現在対象とすべき写真原板はまず写真家によるものとし、さらに発表された1コマを中心にデータ整理を行い保存はその周辺までも含めて行う必要があるということを明らかにできた。このように調査対象を同定することによって行ってきた調査研究は、この事業が本来的に目指す我が国に遍在する写真原板を収集・保存・利活用するための総合的な計画のヴィジョンを策定することを可能にするはずである。

金子隆一（東京都写真美術館専門調査員）

5. 2. 調査研究をなぜ物故写真家に限定したのか

5. 2. 1. なぜ物故写真家に限定した調査研究なのか ——「文化資源」の救済

調査研究対象を物故写真家に置いた理由は、消滅の危機にある原板を救うことになる。個人の立場で撮影していた写真家が亡くなると、写真原板は「遺品」となって遺族に残され、維持管理はその意志に任される。物故写真家の遺族には高齢者も多く、原板に対する思いはあっても保管は難しいのが現状である。また、一般家庭の温湿度管理では、大切に扱われていても原板の劣化を防ぐことは出来ない。さらに、家庭環境の変化によって、原板そのもの

や、撮影の背景を記したメモ、掲載資料などが破棄される例も多く、一刻も早い対応が必要である。写真内容の特定には写真家周囲の協力が欠かせないが、この点からも物故写真家の原板に対する早急な調査研究が求められる。

写真原板は撮影者の逝去によって「遺品」になると記したが、言うまでもなく、物故者の衣服や日用品と同列にされるべきものではない。写真家は、社会に発表する目的を持って撮影に臨む。写真は、目の事実を伝える「時代と社会の記録」であり、文字と同じく基本的情報伝達手段である。写真は、人々の喜怒哀楽を、事件事故を、社会の諸相を、遠い地の出来事を伝える。媒体に掲載される写真にトリミングが施されていたとしても、全てが写っている原板は社会を証言する史料である。従って、遺された写真原板は、「遺品」であっても個人的なものではなく、社会で受け継ぐべき「文化資源」なのである。

物故写真家の遺族は、単に家族の仕事の結実として原板を保管しているだけでなく、その社会的要素や重要性を理解している。そして、世に伝えることを願っているが、個人の力では限界があるために、破棄や散逸が起こる。翻って、こうした写真による情報で過去を知る恩恵を得て、歴史の流れと社会について深く考える機会を持つことができるのは、私たち全てである。であればこそ、個人の枠を越えて社会全体で物故写真家の原板に特別の注意を払う必要がある。

5. 2. 2. 調査対象をなぜ印刷物を主たるものとしたのか―「共通記憶」と情報への変換

多くの写真家は、社会的な利活用を目指して撮影する。従来、我が国の歴史、文化、社会問題を伝えるメディアは印刷物であり、その中で写真が果たしてきた役割は多大である。敗戦の荒廃、経済成長の高揚、誇りを取り戻した東京オリンピック、科学に希望を見出した万国博覧会など、誰の胸にも忘れられない「あの日」の思い出があるだろう。その一コマは、実は、印刷物の中にあり、写真によって私たちの「共通記憶」となっていることも多いのだ。写された一コマずつは史料として等価な記録であるが、こうした写真の原板を見つけ出して、写真史料として次世代に引き継ぐことが優先される。

一方、写真家が遺した原板の多くに、撮影日時や撮影対象などのデータが不明のままであることが現実にある。詳細な撮影日誌などが記されていることは稀で、多岐にわたる撮影内容を系統づけて整理することは難しい。遺された写真原板を社会に還元するためには、何時、何を写したのかを特定することが必要であり、その点からも掲載印刷物による情報の解明が望まれる。

写真が寄稿された掲載資料には、撮影日時、撮影対象、そして、解説までが記されていることがある。雑誌などの刊行物であれば編集意図とともに社会背景を読みとることができるし、写真家の写真集などからは撮影時のストレートな情報を知ることもある。地域の出来事から伝統芸能や事件など、一人の写真家がカメラを持って対峙する内容は多岐にわたる。写した全てのコマが掲載されているわけではないが、同じシリーズの内容が特定できれば一連の読み解きが可能になり、使われていなかったコマも情報として社会に還元できる場合もある。

多くの印刷物は、時代と共に歩み、同じ写真であっても時によって異なる扱いを受けるこ

とがある。撮影時に近い初出掲載紙誌を見つけ出すと同時に、時間の経過や立場の違いによる解説などにも気を配ることが必要で、多岐にわたる資料の探求と公平な視点による内容特定が望まれる。

5.2.3. 今後の課題

物故写真家の遺した写真原板を文化資源として活用するために、早急な収集保存と整理が急務である。

ところで、歴史の真正を証言する写真原板の全てが、私たちに遺された文化資源であるのと言うまでもない。幕末の志士・坂本龍馬の面影を今日に伝えるのは写真館での記念写真であり、拉致被害者の無念を知らせるのはごく普通の家族写真である。写真館や一般家庭で撮られた写真の原板も、「日本写真保存センター」構想の収集対象に含まれるだろう。

人間性を描写し、時代と社会を伝え、それらの葛藤を切り取る全ての写真原板が後世に伝えられるべきものであるという認識を基礎に、より多くの写真原板を収集保存し、社会に還元するような活用の道を探ることが望ましい。

白山眞理（日本カメラ博物館運営委員）

5.3. 海外における写真原板の収集・保存・活用の現状調査とその考察

5.3.1. 調査対象機関

本調査研究では平成19年度および20年度に、海外における写真原板の収集・保存や活用の現状を知るため、フランス、アメリカ、イギリス、オランダ、カナダの各国において、それらの活動を行う諸機関を調査した。調査を行った機関は全部で10数ヶ所に上るが、20～21頁の表1に主要な調査先を示す。これらは図書館・公文書館、写真博物館、写真アーカイブなどに分けられる。

5.3.2. 図書館・公文書館

欧米では国立の主要な図書館に大規模な写真コレクションが所蔵されている例が多い。最初に海外調査を行ったフランスは写真発祥国の一つである。美術館等での芸術作品としての写真の収集はアメリカと比べ遅かったといわれるものの、1851年に他の印刷物や版画と同じように国立図書館への納入制度が写真に適用されたことに示されるとおり、写真の収集と保存の歴史は非常に長い。現在、フランス国立図書館の版画・写真部門には350万点以上の写真が収蔵されているという。

同様にアメリカの議会図書館にも大規模な写真のコレクションがある。19世紀初めに設立された議会図書館は、現在では2,900万冊の登録蔵書をもつ世界有数の図書館であるが、その印刷・写真部門は現在1,250万点の写真を含む1,400万点のコレクションを擁している。これらのうち約1,100万点の資料が通常に検索閲覧できる状態にあるが、印刷・写真部門のコレクションの50%以上はインターネットのオンラインカタログで検索できる。また、年間で約40,000枚の資料をデジタル化している。これまでに約110万枚の画像資料がデジタル化され、

オンラインカタログで閲覧することが可能である。

1934年にアメリカ政府の付属機関として設立された国立公文書館は、連邦政府の諸機関による内政、軍事、外交などあらゆる分野の活動の記録を収集保存する機関である。写真などを含む多くの資料や研究施設はメリーランド州のArchives IIに移されている。19世紀後半のオサリバンやジャクソンらによるアメリカ西部地方の調査や開拓の記録写真の湿板ネガによるガラス原板も大量に保存されているのが印象深く、アメリカの発展の歴史が写真とともにあったことを感じさせる。

カナダの首都オタワにあるカナダ国立図書館公文書館は、1997年に総工費8,900万カナダドルと4年の期間を費やして、大規模な保存センターをケベックに設立した。カナダの気候は夏冬の寒暖の差の激しいことから、外気の影響を防ぐために、ガラス張りの外部構造物の中に、コンクリート製の収蔵庫ビルが入った2重構造の建物で、32,000㎡の総面積で48室の収蔵庫をもつ。写真は1850年代以降の2,130万点以上の画像情報が保存されている。

以上のように国の中心的な図書館や公文書館で写真が大規模に収集・保存・活用されているのは、文字資料だけでなく、その発明以来、歴史を捉えてきた写真の記録性や文化的な価値が社会の中で広く認識されているからである。

5.3.3. 写真博物館

170年余りの長い歴史をもつ写真術と、それが築き上げてきた文化を真に理解するためには、写真作品のみのコレクション、あるいはカメラなど機材のみのコレクションでは不完全であろう。それらを総合的に収集することが必要である。

この意味で、写真の伝統とその本質を理解するための世界で最も優れた機関の一つといつてよいのがジョージ・イーストマン・ハウス国際写真博物館である。イーストマン・コダック社の創始者ジョージ・イーストマンの旧邸宅を利用して1947年に設立された写真博物館で、1989年には新しいアーカイブビルディングが完成した。写真術の出発から現代に至るカメラなどの機材や写真作品のコレクションは世界一の規模を誇っており、長年にわたり写真歴史研究、写真芸術研究に関心を持つ人々の研究拠点となっている。

イギリスのブラッドフォードにある国立メディア博物館もまたそのような総合的な博物館である。ロンドンの科学博物館などを擁する国立科学・産業博物館グループに所属し、写真、映画、テレビの各部門がある。テクノロジーの観点からカメラを中心とした機材のコレクションが充実しているが、歴史的に貴重な写真作品も多数が収蔵され、写真のコレクション全体の資料総数は350万点に上る。イギリスでは、芸術作品としての写真は多くの美術館、博物館が収集するところであるが、それとともに写真を科学として捉え国立の博物館を設立するというのに、イギリスの写真に対する見識をうかがうことができる。

5.3.4. 写真アーカイブ

本調査研究の目指すのは、写真フィルム(原板)の保存・活用のための「写真保存センター」であるが、欧米にはモデルとして参考とすべき機関が多い。

代表的なものがフランス文化省の写真文化遺産保存局であり、サンシールの旧陸軍の半地

下建造物を利用した写真の保存施設である。19世紀半ばに撮影されたフランス各地の歴史的建造物や遺跡の写真を含む写真原板60万点などをはじめとし、ナダール・スタジオやウジェーヌ・アジェの多数の原板が保存されている。また初期の写真家だけでなく、ジャック＝アンリ・ラルティエグやアンドレ・ケルテス、ウィリー・ロニスらの近現代の写真家の原板も収蔵している。

またサンシールの施設がネガの保管をしているラルティエグ財団は、同じフランス文化省に属する国の機関である。

1986年に開館したアルベール・カーン博物館はパリ郊外のオードセーヌ県の運営で、初期のカラー写真技法であるオートクロームにより撮影された世界各地の写真72,000点を保存し展示を行うユニークな機関である。

2003年にオランダのロッテルダムに設立されたネーデルランド・フォトミュージアムは、オランダの写真家の原板を収集保存し活用するという、世界でも例のないユニークな機関である。収集対象は20世紀の物故写真家の作品が主で、現在までに、エド・ヴァン・デル・エルスケンらをはじめとする約130人の写真家の350万点の原板が保存されている。政府とロッテルダム市の補助で運営されている機関であるが、ヨーロッパの一小国ともいえるべきオランダで、国家や自治体が写真の重要性を認識し収集や保存に力を入れていることが注目される。本調査研究の参考とすべき部分の多い機関でもある。

イギリスの王立戦争博物館は、英国が関わった戦争を記録するため第一次世界大戦中の1917年に設立された国立博物館であり、膨大な写真アーカイブが附属する。国際的規模で幅広く集められた写真のコレクションは全15,000件、総計で1,000万点の映像が収蔵されている。戦争を遂行するための国策宣伝に利用されている側面もあるが、機能に関しては、情報・資料収集の質的量的充実、整理・保存・管理のシステム化の確立など参考にすべき点が多い。

アメリカのナショナル・ジオグラフィック・ソサエティは、120年にわたりナショナル・ジオグラフィック誌を刊行している民営非営利の科学教育団体である。写真は最重要のメディアであり、長い歴史の中で蓄積された写真やその他の画像を保存している。ワシントンDCの本部ビルの地下収蔵庫には、全体で800万点の写真や画像が保管されている。出版や他メディアへの写真の貸出しを専門的に行っている機関でもあるので、この検索と貸出しのシステムについては参考になるところが多い。(39、40頁 写真参照)

5.3.5. 日本の写真保存の現状

以上述べたように欧米の主要国では、美術館等で芸術として写真作品(主としてプリント)の収集・保存を行っているだけでなく、写真アーカイブ、専門の博物館あるいは図書館や公文書館などで写真プリントとともに、ガラスネガやフィルムネガなど写真原板の収集・保存、そして活用も積極的かつ大規模に行っている例が多い。それは写真の芸術的な側面のみならず、写真の本質的な機能は記録であること、そしてその記録性の原点としての写真原板の重要性が社会的に広く認知されているからであろう。19世紀初頭の写真術の発明以来、写真は世界を記録し、それによって人間は世界のイメージを形成してきた。写真の映像なしに19世紀以降の歴史を検証することはできないのである。このことが社会的な共通認識となってい

るのが欧米であろう。

翻って我が国の現状はどうであろうか。1980年代末以降、川崎市市民ミュージアムや横浜美術館をはじめとして写真部門をもつ美術館も相次いで設立され、また土門拳記念館や東京都写真美術館、入江泰吉記念奈良市写真美術館、植田正治写真美術館などに代表される写真専門の美術館も開館して今日に至っている。しかし、写真やその原板を我が国の歴史を記録した貴重な文化遺産として捉え、それらを長く後世に伝えるため収集・保存し活用しようとする専門の機関は未だないのが実情である。

日本は写真の先進国であったといえる。ヨーロッパで発明された写真術を、幕末の欧米近代科学技術導入の一環としていち早く取り入れ、国の近代化とともに発展させ、その後独自の写真文化を築いてきたのである。明治初年以降、文化財の記録、あるいはまた近代化事業や戦争の記録など、国家的な写真の記録が行われているが、これらは欧米に比肩できるものであった。そしてこのような写真資料の中から平成11年以降、歴史資料として国の重要文化財に指定されるものも出てきたのである。

本研究調査が対象としその保存・活用を目指すのは、主として第二次大戦後の物故写真家の写真フィルム（写真原板）である。これらは年代としては比較的新しいものではあるが、その多くが遺族など個人の元に保管されていること、また古いガラス原板の支持体よりフィルムベースが不安定であり、実際の調査でビネガーシンδροームが発生している例も多いことなどから、喪失の危険性が高く早急な保存の対策が必要であると考えられる。

本研究調査に基づき、我が国の歴史を記録した貴重な文化的遺産である写真フィルムを保存するための対策が実現することが強く望まれる。

高橋則英（日本大学芸術学部教授）

表1. 「我が国のフィルムの保存・活用に関する調査研究」海外における写真原板の収集・保存・活用の現状調査(平成19・20年度)

種別	運営形態	機関名	主要収集対象	主要コレクション／数量	
写真アーカイブ	国立	フランス文化省写真文化遺産保存局 (Médiathèque Patrimoniale Archives Photographiques, Fort de Saint-Cyr)	19世紀の写真原板 20世紀写真家の原板など	歴史的建造物等の写真原板 60万点 ナダール・スタジオの原板 16万点 ウジェーヌ・アジェのガラス乾板 4,000枚 スタジオ・アルクール の肖像原板 150万点 アンドレ・ケルテスの白黒やカラーの原板 11万点 ウィリー・ロニの白黒ネガ 8万点以上 など	
	国立	ジャック・アンリ・ラルティエグ財団 (Donation Jacques Henri Lartigue、フランス)	ジャック＝アンリ・ラルティエグの写真、 資料などすべて	19万枚のネガ(原板) アルバム120冊ほか (ネガは上記写真文化遺産保存局で保存管理)	
	公立	アルベール・カーン博物館 (Musée départemental Albert-Kahn、フランス)	初期カラー技法オートクローム による世界各地の風景など	オートクローム 72,000点(世界最多の数量) ステレオ写真4,000点(カーン自身による)	
	国立 / 公立	ネーデルランド・フォトミュージアム (Nederlands Fotomuseum、オランダ)	オランダの写真家の原板 主として20世紀の物故写真家	エド・ヴァン・デル・エルスケンらをはじめとする 約130人の写真家の原板 350万点(2008年時点)	
	国立	王立戦争博物館・写真アーカイブ (Photograph Archive, Imperial War Museum、イギリス)	英国の関わった戦争の記録	写真コレクションは全15,000件、総計1,000万点 (19世紀のクリミア戦争から20世紀の二つの世界大戦を含み21世紀まで) 約4割がカラー	
	民間非営利	ナショナル・ジオグラフィック・ソサエティ (National Geographic Society、アメリカ)	1888年創刊のナショナル・ジオ グラフィック誌のために撮影され た写真	全体で800万点の写真や画像を保管 (35mmのカラーポジフィルムが最も多い)	
写真博物館	国立	国立メディア博物館 (National Media Museum、イギリス)	写真機材、写真作品、原板など すべて(写真、映画、テレビの各部 門あり)	写真コレクション全体の資料総数 約350万点 タルボット・コレクション(6,000点のネガなど含む) コダック・コレクション(写真20万点、機材1万点) デイリー・ヘラルド・コレクション(1910～60年代 の300万点のネガやプリントを含む) 王立写真協会コレクション(写真27万点など)	
	民間非営利	ジョージ・イーストマン・ハウス国際写真 博物館 (International Museum of Photography at George Eastman House、アメリカ)	写真作品、写真機材、原板など すべて(写真、映画の部門あり)	写真とネガ40万点以上 映画フィルム約3万本 機材25,000点以上 文献資料約60,000点など	
図書館・公文書館	国立	議会図書館(The Library of Congress、 アメリカ) 印刷・写真部門 (Prints & Photographs Division)	アメリカの歴史に重点を置いた ニュース写真、世界各地の記録、 ポートレートスタジオの写真等	資料総数1,400万点 (写真は1,250万点)	
	国立	国立・公文書館(National Archives and Records Administration、 アメリカ)	連邦政府の諸機関による、内政、 軍事、外交などあらゆる分野の 活動の記録を収集保存	映像関係はスチール写真 1,300万点以上 映画フィルム 365,000巻 航空写真 2,700万点 など	
	国立	カナダ国立図書館公文書館 (Library and Archives Canada)	カナダについての知識を総合的 に提供するための国立公文書館 と国立図書館としての資料	映像関係は 1850年代以降の画像 2,130万点以上 1897年からの長短編フィルム 71,000時間以上	

(39、40頁 写真参照)

面積／スタッフ／予算	データベース Web／公開
施設約7,000㎡ 収蔵庫は40室 収蔵棚の総延長約12km スタッフ 20名	年間6～7万点デジタル化 データベースは館内でのみ閲覧可
ネガなどの保存施設は上記に含まれる	上記機関と共同で構築中
未調査	継続してデジタル化の作業を進行中（複製して展示にも使用）
展示室 1,200㎡ほか スタッフ 42名 年間予算 約300万ユーロ	約40万点の画像がデジタル化（2008年時点） 外部には限定的な公開
未調査	約4万点の画像がデジタル化（2008年時点） オンラインのアクセス可
未調査	データベース、イメージ・コレクションを構築 （1,000万点以上のカラーと白黒の写真や画像を含む）
コレクション部門スタッフ 専任18名 メディア博物館総予算 約350万ポンド	2006年より本格的にデジタル・データベースの構築を開始 350万点のうち約1%がデジタル化（2008年時点）
総敷地面積 40,500㎡ 総スタッフ 125名（常勤・非常勤）	データベースは継続して構築中（非公開） Webでは所蔵品の限定的公開
印刷・写真部の常勤スタッフ（3セクション） 37名	コレクション50%以上はWebで検索可 約110万枚の画像資料がデジタル化
Archives II（メリーランド） 写真収蔵庫 約2,500㎡ 5℃の低温収蔵庫 2℃の低温収蔵庫 など	デジタル化作業も大量に進めるが、白黒ネガを安定な フィルムにディープする作業も継続
保存センター（ケベック） 2重構造建築 総面積 32,000㎡ 収蔵庫 48室	2005年度に約200万件の資料をデジタル化して Webで公開中（一部制限あり）

6. 調査概要

写真原板の保存状況と収集

物故写真家の写真集などの印刷媒体に使用された写真原板を遺族から借り受け、個々のフィルムに写されている情報を調査し、利活用のためのデータベース作りを行った。

写真原板の借用は吉田潤(神奈川県横浜市)、田中徳太郎(埼玉県浦和市)、川上重治(東京都北区)の3氏と大東元(東京都渋谷区)、川島浩(東京都杉並区)、竹内廣光(神戸市東灘区)、野上透(東京都台東区)、名取洋之助(東京都千代田区)の合計8氏のものを行った。

各写真家の遺族とは、「写真フィルムの保管状況の調査」で、写真保存センターの主意は理解されていたので、借り受けにあたっての協力はスムーズに行うことができた。

(41、42頁 写真参照)

6. 1. 調査結果

○吉田潤(神奈川県横浜市)

戦前中国で対外宣伝の写真に従事されていた吉田氏が、復員されて映画雑誌の仕事をされ、戦後の銀幕を飾ったスターたちや社会風俗の諸相を記録されていた。昭和58年に発行された写真集『戦後フォーカス293』(潮出版社)に収載された写真原板をお借りした。写真は広島原爆ドーム、上野や銀座の戦災孤児、復員風景、戦後初の南米移住花嫁団など敗戦直後の写真から、海水浴客で埋まった江ノ島海岸、完成間もない新丸ビルなどと、ストリップショー、映画スター、政治家、落語家、スポーツ選手、作家、画家など、戦後の混乱期から復興へと歩み始めたニッポンの世相を捉えた貴重な写真群。これらの写真原板を調査研究の対象とした。

●保存状況

写真原板は、6×6、35mmが1カットずつ切り離され透明なトレファンに収め、ブリキの菓子箱2箱に納められていた。長い間、木造家屋の押入れにご子息の手で大切に保管されていたので、保存状態は比較的良好な状態に保たれていた。

写真集発行後も笠置シズ子、美空ひばり、三船敏郎、川上哲治など有名人の写真原板はたびたび使用されたために、写真原板の保存管理が非常によくできていた。原板使用後も90%以上のものが元のトレファン袋に戻されていた。

○田中徳太郎(埼玉県浦和市)

「シラサギのタナカ」とその名を世界にとどろかした田中氏は、長く国鉄に在職後、独立し、写真店を営むかたわら近隣の野田のさぎ山に飛来する白サギの可憐繊細な、その美しい姿を追って多くの傑作をものにした写真家である。店は奥さんとその妹さんに任せ自身は、サギが飛来するとさぎ山に自ら設営した高さ22メートルの撮影台に泊まり込んでの撮影であった。写真原板の整理は義妹さんの担当で、田中さんが1989年に亡くなったあとも今日まで変わることなく管理されていた。

写真原板の整理、作品の保管はすべて義妹さんに任されていたために、ほぼ完全な形で保

存されていた。

●保存状況

借用した写真原板が、田中氏の活躍の割には、意外と量が少ないのに驚いている。それは氏の整理保管が独特な方法でなされていたためである。一般的に、写真家は自ら撮影し現像した写真原板は、1コマも捨てることなく保存するのが普通である。氏は自分が必要かつ使用するものの前後3枚ほどを残して、あとは破棄されていた。残された写真原板と対応する密着をそれぞれのネガフォルダーに貼り付け、写真原板の保存と内容の確認ができるよう工夫されていた。

写真原板は35ミリと6×6判で、木造平屋建ての押入れの中にブリキの菓子の空き缶に入られていた。保存状態は比較的良好な状態でされていた。氏が亡くなった後も頻繁に使用されていたので、ビネガーシンドローム、酢酸臭、結露やカビなどによる劣化はほとんどなかった。

○川上重治（東京都北区）

川上氏は、教員生活を経た後写真家として独立。取材で訪れた北海道遠軽町の暗い過去を持った少年たちが共同生活を送る「森の中の教室」での撮影をきっかけに、一貫して「教育とはなにか」をテーマにしてきた写真家である。何冊かある写真集のうち『生の証人たち』（現代書館）を対象に調査を進めた。

川上家は都営高層住宅のほぼ中央階にあり、建物は建てられてから長い年月が経過しているため、結露の心配も無く、写真原板は南側六畳の和室に、引っ越してきたままの段ボール箱に入れて積上げられていた。写真原板の一部にビネガーシンドローム（酢酸臭にあるもの）が含まれていたが、比較的良好な保存状態であった。保管中、時折写真原板を取り出して風を通すことで、劣化を防ぐことができる。しかし高齢の遺族には大量のネガフォルダーを一本一本風を通す作業は無理なことである。

他に克明に撮影状況を書かれた「ネガ記録ノート」が3冊あり借用した。

●保存状況

保存されていた20個ほどの段ボール箱のうちから4箱を借用してきた。箱の中は35ミリの写真原板が市販のネガフォルダーに入れられていた。フォルダーには「夜間中学（荒川区立第九中学校夜間学級）」、「北海道家庭学校」、「銀山学園」、「槇の木学園」などの撮影テーマが記され、通し番号（300番台から2050番台）と撮影日（昭和37年から57年）が書かれ、16箱の事務用トレーに収められていた。

外見的には、良好に近い保管状態と思われた川上氏の写真原板にも劣化が進んでいるものがあった。なかには20本近くを輪ゴムで束ねたネガフォルダーをビニール袋に入れて、空気の流通を遮断していたためか、ビネガーシンドロームによる劣化が発生していた。

高井 潔（日本大学芸術学部写真学科講師）

○大東 元（東京都渋谷区）

氏は朝日新聞社の写真部長を務める。写真技術とくに多重撮影、ネガ表現、合成など特殊技法を駆使してのユニークな表現を新聞紙面やカメラ雑誌に発表していた。残された写真原板には、そうした技法を解明する手掛かりとなる撮影原板や合成のために制作されたフィルムなどもあって、作品研究をするには格好の写真原板の宝庫であった。

●保管状況

平成19年に調査に伺ったときは、写真原板が孫娘さんが使っていた約6畳の暗室の片隅の棚に、年代別に整理して紙袋に入れられて積み上げられていた。湿度の高い部屋だったためか多くの原板から酢酸臭が発生していた。写真集『軌跡』に使用された原板を選び出したが、多くの写真原板が汚染、ビネガーシンドロームによる劣化に見舞われていた。また、写真原板を収めるフィルムフォルダーや4×5インチサイズのフィルムを収める紙袋の大半が酸性紙で、袋の劣化、汚染が激しかった。さらに収納にも問題があった。フォルダーや紙袋にフィルムを幾枚も重ねて収めていたために劣化が進行していた。

○川島浩（東京都杉並区）

昭和25年6月、朝鮮半島で南北戦争が始まった。翌26年9月には対日講和条約が締結され、同時に日米安保条約も調印された。27年、メーデー会場をめぐって皇居前広場へ進んだデモ隊と阻止しようとする警官隊とが激突し多数の死傷者がでた。それを撮影したのが川島で、以来プロ写真家としての活動が始まる。このときの撮影原板は35ミリでわずか2本分だけである。今回収集したのは代表作の『未来誕生―島小の教師と子どもの記録』（昭和35年）の写真原板。

●保存状況

4畳半の和室に設けられた書棚と押し入れに、事務用トレイに収めた写真原板と、コンタクトプリントを貼ったファイルが保存されていた。写真集などに使用された写真原板は近年JPS製の新しいフィルムフォルダーに詰め替えられているため、保存状況は良好であった。コンタクトも整理されていて写真原板との照合も可能であったが、写真集に使用されたフィルムは、さらに別のフィルムフォルダーにまとめられていたため、収集時には対象となる写真原板を見つけたすことができなかった。

○竹内廣光（神戸市東灘区）

氏は昭和30年ごろからアマチュア写真家として活躍し数々の表彰を受けている。後年、宝塚歌劇団の撮影を手掛け、宝塚音楽学校の研修風景から大劇場の舞台裏までを記録した写真集『演出家・女の園の中で…』を著す。

仕事として撮影した宝塚の相当な写真原板が依頼主の宝塚歌劇団に渡されていて、収集ができなかった。また、コマーシャルフォトについても同様に、写真家の手元に残っているものはわずかであった。

●保存状況

神戸市の自宅兼スタジオには、撮影された写真原板とコンタクトファイルが頭上の戸棚に整理されて保存されていた。一部は元の暗室に作品群とともに段ボール箱に詰められて置かれていた。原板を収めたフォルダーやファイルにはナンバーが付されて比較的よく整理されていた。ただ写真集の大部分がカラーであるため、モノクロフィルムとの照合はわずかなものとなった。

○野上透（東京都台東区）

講談社写真部勤務中から雑誌、書籍用の文筆家の肖像撮影が多く、卓越した洞察力によって作家たちの個性を引き出し、その人間性や深層を捉えてきた。200余名の文筆家の多くも今はなく、作家の真顔を知るには写真による記録が如何に大切であるかを如実に表している貴重なフィルム群である。

●保存状況

写真原板は遺族の家屋の建て替えで、助手のスタジオに移設され管理されている。今回対象とした写真集『文士一瞬』（平成18年）の原板は、撮影時のフィルムフォルダーから印刷に使用されたフィルム（6コマ分）を抜き取り、新しいフィルムフォルダーに掲載された文士たちと合わせて収められていた。そのため撮影時そのもののコンタクトプリントは入手できなかった。原板の保存状況は良好であった。

○名取洋之助と日本工房、サンニュース時代の写真原板（日本写真家協会蔵）

日本写真家協会には名取洋之助と日本工房、サンニュース時代の写真家たちが捉えた写真原板が1000本保存されている。ここには昭和の戦前戦後を捉えた歴史的文化的に貴重な諸相が記録されている。残されている写真原板の多くは平成元年から3年にかけて講談社から出版された『昭和』に掲載されているものを調査対象とした。

●保存状況

写真原板の多くは6×6判で、35ミリフィルムも一部含まれている。保管は日本写真家協会の金属製のロッカーに保存されている。原板そのものは比較的保存状態がよく、ビネガーシンジンドロームによる顕著な劣化は見られなかった。写真が今日もなお様々な媒体に使用される頻度が高いために、閉じ込め状態になっていなかったために救われていたように思われる。しかし、フィルムフォルダーは酸性紙のものが多く、紙質の劣化もあるので中性紙のフォルダーに交換する必要が急務である。そのために新しいフォルダーへの交換を図っている。

松本徳彦（社団法人日本写真家協会専務理事）

7. 調査作業

7.1. 写真原板の収集と保存状況

7.1.1. 写真原板・フィルムフォルダーの収集

遺族から収集した写真原板は写真家により、保存状態の良好なものから劣化の進んでいるものまで多様だった。良好と思われるものの中にもフィルムのクリーニングを必要とするものが多々あった。

収集した写真原板の一部は酢酸臭を発生し、フィルムに物理的劣化(ヒビわれ、破損、汚れ、膜面の脆弱化、折れ、すり傷、付着物、ベースの透明性や平面性の劣化)など、化学的劣化(ビネガーシンドローム、銀鏡、銀像の硫化変色、原因不明の変色・溶解、変色斑紋)、生物学的劣化(カビ)などが複合して発生している場合が多かった。

なかには遺族によって、貴重と思われるフィルムフォルダーを束にして、ビニール袋に密閉されているものもあった。そのためかえってビネガーシンドロームの発生を増幅したと思われるものがあった。

高温多湿の状態での保存が長らく続いたために、写真原板の劣化が起こり、フィルムの波打ち、白い粉の析出、再結晶化に至り、乳剤の剥離、ワカメ状の変形、溶解、癒着とフィルムの破壊にまで達しているものもごく一部ではあるが見られた。こうした写真原板は他のフィルムへの感染を防ぐため、良好なものから切り離して別の紙箱やポリエチレンの袋に隔離した。

写真原板を納めるフィルムフォルダーやグラシン紙にも問題があった。

第1はフィルムフォルダーの紙質、とくにフォルダーの表紙にあたるカバー部分の劣化である。昭和10年代から20年代の紙製のフィルムフォルダーには酸性紙が使われていて、経時変化による汚染、変色と同時に脆くなり、フォルダーの周辺が破れたり折損していたりしていた。紙製の袋にはビネガーシンドロームによるフィルムの溶解で癒着が起こっているものもあった。グラシン紙もフィルムの現像処理が適切でなかったりしたものに茶褐色の汚染が残っていた。

第2はフィルムフォルダーを菓子箱や封筒などへ納める際に、フォルダーを数本ずつまとめるために輪ゴムが使われているものがあった。輪ゴムの劣化によって、ゴムがフォルダーの紙面に張り付いたり、乾燥による折れ、溶けだしなどとその脆くなった破片が収納されている箱の内部を汚し、フィルムへ付着しているものもあった。

写真家によっては、フィルムフォルダーに収納されている写真画像が分かるようにと、コンタクトプリントをフォルダーの表面に貼り付けたものもあった。貼り付けに際しての接着剤の汚染も考えられる。また、撮影時のメモ書きした紙片をホッチキスやセロファンテープで止めたものもあったが、ホッチキスの針は錆び、テープは溶けてはがれるなど、保存の仕方に問題があるものが散見された。

第3の問題は、昭和30年代から40年代に使われた1枚毎に切り離されたフィルムを納める塩化ビニール製の袋があった。とくにカラーポジフィルムを保存する際よく使われたが、モ

ノクロフィルムでもフィルムを切り離れた1コマを印刷所に渡すときなどに度々使われていた。新しいときは透明であったものが時間を経ることで白濁化し、塩素系化学物資の影響でフィルムの退色が進み劣化しているものもあった。(43頁 写真参照)

7.1.2. 写真原板の整理の状況

写真原板の整理方法は写真家によって様々だった。フィルムフォルダーに丁寧にテーマや被写体情報、撮影日時、撮影地、さらに整理番号などを書き込んで整理されているものもあったが、多くは無記入のままであったり、簡単な記述のみで、当事者以外には分からないようなものが結構あった。

収納も整理番号順に事務用トレイに納められている場合は、撮影記録や写真原板台帳との照合もできたが、大まかな仕分け程度や紙袋にテーマだけが書かれて納められているような場合は、調査対象とした写真集や印刷物に使われたフィルムを探し出すのに手間取った。

そのためフィルムフォルダーに写真家自身が書いたテーマや撮影内容と、コンタクトプリントを手掛かりに、写真集の掲載写真を探し出すことにした。しかし、フィルムから直接製版するグラビア印刷などの写真集によっては、写真原板が切り離されていて、元のフォルダーに返納されていないものが数多くあった。ただ、そうしたフィルムがすべて散逸しているわけではなく、別のフォルダーや袋にまとめられているケースもあるので、存在の有無については再度遺族に確認する必要がある。

ネガフィルムから撮影画像を確認することは難しい。撮影された画像は写真原板のコンタクトプリントで確認するのが手っ取り早いし間違いがない。その際フィルムフォルダーに整理番号が付けられていれば、照合は比較的容易にできる。しかし、コンタクトが作られていない場合は写真原板から新たにスキャニングして確認することにした。

データベース化にあたっては、遺族から収集した写真原板(フィルムフォルダーなど)の一つ一つに写真家名と受付番号を付け整理した。この受付番号は写真家名と4桁の数字でできていて、整理する上での基本とした。

この基本台帳には写真原板の受け入れ年月日、写真家名(ローマ字表記)のほか、撮影年月日、撮影内容(地名人名などの被写体情報)、掲載書名(書誌)と保存状態を記録した。さらに、フィルムフォルダーの表紙をスキャニングした。これにより写真家自身が記した撮影年月やテーマなどの情報を、誤記することなく忠実に記録することができた。次に写真原板のサイズ、種別(モノクロ、カラーなど)と画像コマ数を記録した。すなわち写真原板1本毎の基本台帳とした。

さらに写真家が制作したオリジナルのコンタクトプリントを再度スキャニングすることによってデジタルデータ化した。デジタルデータ化は利活用の際の検索に役立てるものとして行った。

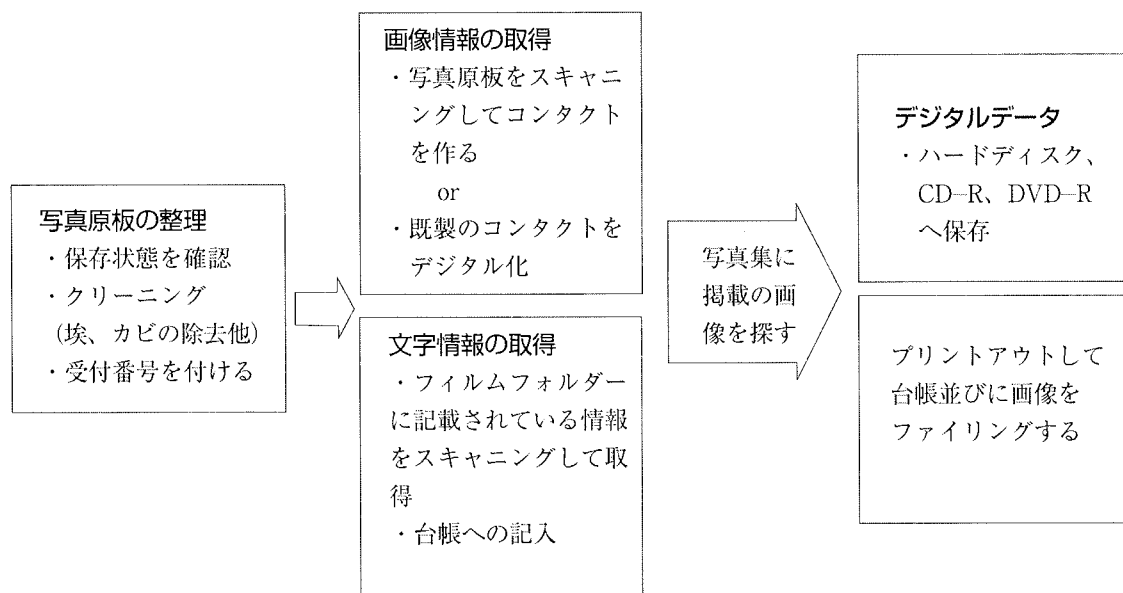
収集した写真原板の整理方法と保存状況は、メタデータとして①撮影テーマ、撮影年月日、整理番号等が第三者にも分かる程度の記録があるもの。②記入のないもの。③一部あるいは部分的にしかないもの。がある。また、④整理引き出し、事務用トレイ、専用のストレージボックスなど。⑤菓子箱、空き缶、紙袋など。⑥防湿ポリエチレン箱、ポリプロピレンの化

粧箱など、に収納。さらに、⑥空調の利いた部屋、倉庫。⑦風通しのよい常温常湿の部屋。⑧和室1階、居間、暗室など湿気の多い部屋。など整理と保存環境の善し悪しが写真原板の劣化に大きく作用していることが、収集したフィルムに現れていた。フィルムフォルダーへの記録が画像の内容を知る上で後々役立つことも、この調査で明白になった。

7.1.3. 調査作業の流れ

写真原板台帳の作成にあたって、①遺族から預かった写真原板の保存状態の確認、必要に応じてフィルムのクリーニング、受付番号付け、フィルムフォルダーと台帳に記録。②フィルムフォルダーの表紙に書かれている情報をスキャニングによって取得、フィルム画像をスキャニングしてコンタクトプリントの作成。既製のコンタクトプリントのデジタル化、台帳への記録。③調査対象の写真集の画像との照合（使用フィルムの特定）、④デジタルデータの保存（ハードディスク、DVD-Rに保存）、プリントアウト（画像・文字情報を紙媒体で保存、ファイリング）を行う。

【写真原板のデジタル化の流れ】



7.1.4. 受付時の作業・整理の方法

① クリーニング

遺族の元から収集してきた写真原板を保存するには、美術館や博物館、図書館などと同じように、写真原板を含む関係資料をクリーンにする必要がある。その上で写真原板の保存を行う。写真原板には長い年月の間に付着したホコリやカビ、手あかなど様々な有害物質が付いている。それを取り払うことが、まず最初の仕事であった。また、酢酸臭のするビネガーシンドロームが発生したフィルムとそうでないものとを分離する必要があった。しかし写真原板は大変繊細なものでキズが付きやすいので、薬剤等でふき取ることはしないで、エアー

スプレーでホコリを払うだけにとどめた。ビネガーシンドロームの発生が起こっていない原板は、乾燥した空気を送り通気を施した。本来なら脱硫装置で不純物を取り除く必要があったが、装置は高価なため、酢酸臭のするもの劣化がひどいものは分離するか、通気に留めざるを得なかった。

写真原板の劣化状況は外見だけでは把握することはできず、フィルムフォルダーを開けて初めてひどい状態に気付くことが多かったので、気付いた時点でクリーニングを行った。また、劣化のひどい写真原板については、保護を最優先とし無理なクリーニングは行わずに隔離するにとどめた。

② 写真原板の受付番号付け

写真原板の多くが 35ミリフィルムであったので、原板を納めた紙製のフィルムフォルダーの表紙部分に、写真家名と 4 桁の数字による受付番号を記入した。同じ番号を台帳にも記録した。受付番号は写真原板を保存管理する上で、識別の基礎となる重要なもので、フィルムフォルダーに納められている個々の撮影画像を検索するための元データに相当するものになる。

今回は写真家の代表的な写真集に掲載されている画像を、収集した写真原板(フィルムフォルダー)から探し出し保存することであるので、フォルダーに含まれるすべての画像に整理番号を付けるまでには至らなかった。

利活用のためには使用された写真原板は勿論のこと、その周辺も含めた複数の画像を検索対象にすることも必要である。しかし、それには画像を解析し評価する基準や利用価値の判定を可能な限り行わないと、膨大な撮影画像をスキャニングすることは大変である。また作業をする人手や費用も相当なものになることを覚悟しなくてはならない。

受付番号は 1 つのフィルムフォルダー毎に付けられるが、フォルダーには 35ミリフィルムの場合、通常は 36 枚の画像が納まっている。しかし中には、36 枚に満たないものから、36 枚を超える 40 枚近くのものまである。さらに切り離されたフィルムが数枚という場合もある。しかし受付番号はフォルダー毎であるので、フォルダー内の画像コマ数を別欄に記入した。なかにはフィルムが重なって納まっているものもあったが、それも 1 つの番号で処理した。

受付番号には、フィルムフォルダーの表紙部分に、撮影者が誰であるかが分かるように、写真家名をゴム印でスタンプし、その後に 4 桁の通し番号を付した。(例：大東元0001)

③ 写真集に使用された写真原板の照合

収集した写真原板から写真集に使用されている原板を探し照合する作業を行った。まず写真集の写真頁をコピーし、それを照合するための資料とした。

照合作業は写真原板をスキャニングしたコンタクトプリントと写真集のコピー画像を見比べながら、使用された原板(フィルムの 1 コマ)を探し出すという根気のいる作業を行った。しかし、すべての画像を特定することはできなかった。それには使用したフィルムが分離されて、別のフォルダーに移されていたり、ネガ袋に入れてあったために確認できなかったもの、なかには既に散逸、紛失したものもあったと思われる。

[写真集に使用された画像の確認できた写真原板数]

写真家名	写真集名	写真集に掲載されている画像数	収集した写真原板から確認ができた画像数
大束 元	『軌跡』	30	78
田中徳太郎	『白鷺の詩』	27	20
田中徳太郎	『白鷺 天空のファンタジア』	45	41
田中徳太郎	『白サギ』	116	72
田中徳太郎	『しらさぎ』	127	111
川島 浩	『未来誕生』	162	2
吉田 潤	『戦後フォーカス293』	292	270
川上重治	『生の証人たち』	233	102
野上 透	『文士一瞬』	102	89

④ 劣化したフィルムフォルダーの交換

50年以上前の写真原板を納めたフィルムフォルダーは、酸性紙のものが多く、経年による汚染や茶褐色になったフォルダーの表紙、黄ばんだグラシン紙など劣化が目立つ。なかにはフォルダーの周辺がボロボロと破れ、破片が落ちているものもある。そうした劣化したフォルダーにいつまでも写真原板を納めておくことはよくないので、一部の写真原板を無酸性のグラシン紙、中性紙のフォルダーバインダーに入れ替えて保存することにした。グラシン紙(ドイツ製)、バインダー(日本製)ともにアメリカの試験機関のPH試験に合格したものを購入した。

グラシン紙の各フィルムフォルダーには写真台帳に記載されている各フィルムフォルダーの受付番号や写真家名、撮影テーマ内容と撮影年月をプリントアウトして、フォルダーに添付した。さらにバインダーのトップ頁には綴じ込んだフォルダーの一覧も台帳から出力して掲示した。

7.2. スキャニングによるデータ作成

7.2.1. 写真原板のスキャニング

遺族から借用した写真原板はわずか8名のフィルムであってもその数は相当なものであった。写真家自身が写真原板のコンタクトプリントを作成していたのは3名のみで、多くは断片的なコンタクトであった。既作成のコンタクトプリントはスクラップブックに整然と貼られ整理番号等が付いていた。こうしたものは写真原板との照合は比較的確認できたが、コンタクトプリントのないものは写真原板から新たにコンタクトプリントを作成した。

作成にあたっては当初バライタ紙でのプリントを専門業者に発注する予定であったが、数量が多いために移動等で写真原板の管理問題が発生することを危惧し、発注を断念して作業室内での高性能のスキャナーを使って内部作成することにした。これにより写真原板からのデータの読み取り、台紙への記入等を一貫して行うことができた。

一般に35ミリサイズの写真原板からの鑑賞を目的とした展示等を行うためのデジタルデータは2,000dpi以上が望ましいとされている。しかし、高精細のデータを作成するのはスキヤニング時間がかかることと、データ保存容量、検索等での読み出し速度がかかりすぎるなど不便さがあるところから、検索等で使用される程度の画素数に抑えると同時に作業効率を考えて、スキヤニング画素数を控えめにして保存した。さらに既作成のコンタクトプリントについては、これをスキヤニングすることでデジタルデータ化して保存した。

ちなみに写真原板(35ミリサイズのもの36枚分)を画素数2,000dpiでスキヤニングするのにかかる時間は8分以上必要であった。しかし、400dpiに抑えれば40秒弱で可能であった。またデータ容量も400dpiの10倍以上のメモリーが必要で、パソコンの負担が大きく大量のデータを閲覧、検索するには速度が遅く不便であった。

そこで本調査では、効率性と経済性を考え、写真原板のスキヤニング作業は閲覧、検索用は400dpiで行うことにした。しかし利用者によっては、利用形態等によって高精細なものの要求が考えられる。その場合は必要に応じて、改めて高精細画像のデータを作成し対応するのがよいとする結論に至った。(44頁 写真参照)

7.2.2. 収集した写真原板に関するデータ

写真家名 (著作権者)	収集日	フィルムフォルダー の本数	撮影されて いる画像数	備 考
大束 元 (安井厚児)	6月30日	346本 (収集総量は 35、6×6、4×5 約5,950本)	4,596コマ	撮影ノート4冊、 924本分のコンタクト帳 写真集掲載の写真原板のみを調査 対象とした
吉田 潤 (吉田仁史)	7月7日	506本	736コマ	コンタクト帳8冊 写真集2冊
田中徳太郎 (田中光子)	7月7日	677本	5,586コマ	写真集13冊
野上 透 (根岸基広)	8月17日	16本	516コマ	写真集掲載の一部の写真のみが分離して フォルダーに入れてあった
川島 浩 (川嶋 環)	9月18日	290本	9,754コマ	コンタクト帳8冊、 写真集1冊
川上重治 (原田みゆき)	9月18日	1,402本	7,017コマ	撮影ノート3冊
竹内廣光 (竹内佳弥子)	9月26日	2,697本	約97,092コマ	コンタクト帳15冊
名取洋之助 (JPS)	11月11日	2,600本	41,442コマ	名取洋之助と日本工房、サンニユース 社関係の写真原板、コンタクト帳、 フィルムフォルダーリスト
合計		8,534本 (別途大束元の 約5,950本)	約166,739コマ	スキヤニング回数16,366回 (写真原板及びフィルムフォルダー、 添付資料等含む)

7. 3. 画像情報を作成する手順

7. 3. 1. スキャニング

写真原板をスキャニングする際に使用した画素数とサイズ、所要時間を一覧すると以下のようになる。

白黒フィルムは16bitグレー、400dpi、カラーポジフィルムは24bitカラー、400dpi、RGBでスキャニングした。

【スキャニングの速さと画質】 スキャナ：エプソンES-10000G、スキャニング原板：6×6サイズ、8画像

bit数	画素数	所要時間	大きさ	サイズ	比較結果
16bit	400dpi	40秒	4120× 3152	1.8MB	スキャニングにやや時間がかかるが画質は良い。プリントに耐え、拡大をして細部の比較ができる。やや重く、データ数が増えるとPCの速度が落ちる。
8bit	350dpi	40秒	3605× 2758	1.2MB	PCの動きが重い。
8bit	150dpi	17秒	1545× 1182	367KB	拡大をすると粗さがめだつ。 スキャニング速度は400dpi設定時の1/4。
8bit	50dpi	11秒	515× 394	60KB	画質がよくない。

【写真原板のスキャニングの手順】

- ① 受付番号順に行う。
- ② 画像はすべてJPEG形式とし、白黒フィルムは400dpi、16bitグレー、カラーポジフィルムは、400dpi、24bitカラー、RGBで行う。
- ③ データのファイル名は、受付番号（「写真家名+通し番号」）とする。
- ④ フィルムフォルダー及び紙袋等に同封のメモ、コンタクトプリントなども資料としてスキャニングする。ファイル名は受付番号にC(CoverのC)を加えた「写真家名+C+数字」（例：大東 元 C0001）とした。
- ⑤ フィルムフォルダーや紙袋に含まれるフィルム本数が多い場合は、2回に分けて行った。ファイル名は受付番号+枝番号で表記した（例：大東元 0001-1、大東元 0001-2）
- ⑥ 写真原板は原則としてフィルム番号順に並べてスキャニングする。
- ⑦ トーン調整はスキャナー付属の画像処理ソフトを使い、トーンカーブに留意し、黒から白まですべての階調が再現されるようにした。

7. 3. 2. プリントアウトとファイリング

作成した画像データには、フィルムサイズと受付番号、ファイル名を入れた。フィルムサイズは等倍になるようにプリントアウトした。トーン調整は基本的にスキャニング時に行うが、プリントアウト時にも画面上でチェックし、過不足の画像はフォトショップで適宜調整した。

最後にファイルメーカーで作成した基本台帳もプリントアウトをし、写真原板の画像とフィルムフォルダーの画像をあわせて写真原板についての基本台帳セットとした。これらのプリントアウトは、1) 基本台帳 2) フィルムスキャニング画像 3) フィルムフォルダースキャニング画像、の順でファイリングした。

7.3.3. デジタルデータベースの作成

将来の他写真機関との情報の共有化、データの検索しやすさのためには、デジタルデータのデータベース化も重要な課題である。本調査では受付時調査で、デジタルデータをどのように整理、保存をすれば、データベース化が行いやすいか、についてシミュレーションを行った。

7.3.4. 基本となるデジタルデータベース

新規に借用をした写真原板については、文字情報と画像情報をファイルメーカーで統合したセットと、統合する前のCSV形式(文字情報)とJPEG形式(画像情報)の基本的なデータのセットの、2種類のセットで保存をした。

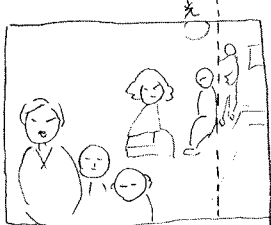
2種類のデジタルデータをセットで保存をした理由は、ファイルメーカー形式のセットはあくまで簡易型のデジタルデータベースであり、現時点で各画像、台帳データを検索するためには不可欠だが、今後センターが本格稼働をはじめた場合には不十分なデータベースであるため、将来独自のデータベースソフトを開発したときに、変換が行いやすい自由度が高い形式でもデータを保存しておく必要があると考えたからである。

[基本的なデジタルデータベースの作成手順]

- ① エクセルに記入した基本台帳データをCSV形式へ変換、基本データとして保存し、スキャニングした画像データ(写真原板のデータとフィルムフォルダーのデータ)とあわせて一つのフォルダーに統合し、保存する。これが後日の変換のための基本的なデジタルデータのセットである。
- ② エクセルに記入した基本台帳データをファイルメーカーへインポート(変換)し、台帳形式にする。
- ③ 画像データを②のファイルメーカー台帳へ貼り付ける。これが簡易データベースとなる。ファイルメーカー形式とすることで、人名、地名、原板種別などからの検索や画像の検索が容易にできるようになる。
- ④ 以上のデータを保存し、バックアップとして、外付けハードディスクおよびCD-RまたはDVD-Rへも保存をする。

中川裕美(主任調査員)

写真原板調査基本台帳（記入例）

写真原板調査データベース：基本台帳		日本写真保存センター
写真家名 大東元	受付番号 大東元00183	
写真家名ローマ字 Gen Ōtsuka	作業者名 中川裕美, 新垣貞治, 新美志保	
撮影年月日 1953/01/30	スキャン年月日 2009年7月1日～2009年7月31日	
受付年月日 39994 2009/6/30	整理番号 未	
受付者名 松本徳彦		
被写体・撮影内容 カジノ座の人々, 楽屋, ヌード, 女性 センターでの調査結果 特記事項 p. 35 《カジノ座の人々》, p. 116 (サムネール), 00181-00183まで同じカバーに入っていた 『軌跡』収録頁 ・ 右から2コマ目 ・ 写真裏ではトリミング  ・ 00181, 00182 は同日同場面	ネガカバー表記内容 写真家による記録 00865, DP3, 【誌別】Aカメラ, キヤノン 35mm F11-16 F2.3 F2.8 1/8 ××D76 13分, カジノ座の人々, 楽屋【撮影日】28【年】1【月】30【日】 ゴム印 不明 保留事項 場所 → 浅草? 初出 → ?, 新東京百景?	
掲載媒体 1996, 大東元, 『軌跡：大東元の世界』, 東京, 平凡社, [凱風舎] 企画, 編集 ↑ 発行	コマ数 3 種別 (原板・デュープ・複写) 原板 特殊技法 無し	
ネガカバー同封物 無し	原板サイズ 35mm	
ネガ状態 良好	原板フィルム情報 (パーフォレーション記載情報他) PANCHROMATIC 49E H36143 原板フィルム製造会社 不明	
	Web公開許諾 未	新着なかに台帳記入

写真原板の受付時に記入する写真原板基本台帳

受付番号	写真原板受け入れ時に、フィルムフォルダー毎に付ける番号 「写真家名＋通し番号」で表記。（例：大東元0001）
整理番号	閲覧・検索のための番号で、画像の分類と写真家名、テーマ、被写体名、撮影地、撮影年などから検索する。受付時は空欄
写真家名	姓、名の順
写真家名ローマ字	ヘボン式
撮影年月日	写真家がフィルムフォルダーに記したものを転記する 西暦を基本とし和暦を併記する
受付年月日	写真原板を受け入れた日付
スキャンニング年月日	写真原板のスキャンニングをした日 スキャンニング 開始日～終了日を記入
受付者名	写真原板を受け入れた人（担当者）
被写体・撮影内容	フィルムフォルダーに記載してある被写体やテーマなどを転記 フォルダーの表紙をスキャンニングして誤記を防ぐ
センターでの調査結果 特記事項	フォルダーの記載内容以外の事柄（テーマ名、キャプション等） 写真集等の書名、発行所、発行年など
写真原板フォルダーの 表記内容	フィルムフォルダーに記入されている情報を転記 特記事項
掲載媒体	初出印刷物の書誌。（発行年月日、出版社、出版地）
撮影地	撮影された場所 未記入のものは調査のうえ記入。利用者のために調査後記入
写真原板フォルダー同封物	メモやコンタクトプリントなど
写真原板の状態	写真原板の保存状態の良否、酢酸臭、カビ、汚染、劣化等と 破損などの有無を具体的に記述
コマ数	フィルムに記録されている撮影画像数（コマ数）
種別	モノクロフィルム、カラーフィルム
特殊技法	多重撮影、合成、反転ネガ表現、特殊技法等
原板フィルム製造会社	製造会社名
原板サイズ	フィルムのサイズ、35mm、6×6、4×5 など
原板フィルム情報	写真原板の画像周辺の余白部分に印字されている乳剤製造番号、商品名、 製造会社名など。乳剤番号から製造年月がわかる
Web掲載許諾	利活用にあたっての許諾の有無

7.4. 劣化したフィルムの扱い方

写真は、保存要因、現像要因、材料要因によって、生物的、物理的、化学的劣化が起こる。過去の不適切な保存方法や保存環境、現像処理の不備については、現時点では遡って処置することは難しい。写真原板が移送される保存施設では、劣化を促進させず、劣化を引き起こさない環境整備をしなければならない。

環境整備とは、①適切な温度・湿度を変動することなく維持する、②塵埃や活性ガスが除去された雰囲気を作る、③不必要な光を遮断する、④適切な保存用包材を使用する、これらの条件を満たすことである。

この保存施設が収集するであろうフィルムの支持体(ベース素材)は、硝酸セルロースと三酢酸セルロースの2種類に大別できよう。前者は1930年代まで用いられた可燃性の素材であり、通常の保存条件下であっても徐々に加水分解して劣化する。その劣化速度は湿度が高くなるにつれて増し、加水分解が進行すると、フィルムベースやゼラチン膜を黄褐色に変色させ、発生する硝酸は、銀画像の変色や退色、ゼラチンの軟化を引き起こす。そして、更なる進行により、フィルムベースは収縮を起こし、皺がよる。また、粘性が生じ、接着することもある。

後者は難燃性であるものの、劣悪な保存環境下では、硝酸セルロースと同様のメカニズムにより加水分解を起こし、ベースが収縮し脆化する。密閉率が高く、あまり通気がない保存環境下では、この加水分解の生成物である酢酸は自己触媒となって作用し、反応が加速する。また、酢酸は、乳剤膜の剥離やひび割れを誘発することもある。

7.4.1. 種別による保管

材質の異なる(ここでは、主に硝酸セルロースと三酢酸セルロースのことを示す)フィルムを同一の保存場所、あるいは同封すると、双方の資料の劣化を誘発する可能性もあるため、分別して保存する。また、硝酸セルロースフィルムに関しては、10年単位のフィルム制作年代ごとにまとめ、それぞれを別の保存箱に分けることが望ましい。この分離保存は、古くなり劣化が始まるフィルムが生じた場合、その汚染ガスが新しいフィルムへ感染することを防ぐ。

7.4.2. 劣化度検査、および劣化別の保存

劣化度の検査としては、①人間の嗅覚、②pH試験紙、あるいはA-D STRIPS (IPI製、The Safe and Accurate Way to Check Film for Vinegar Syndrome) の活用、③目視による異常有無、を行い記載する。人間の嗅覚はかなり敏感であることから、収集時に保管箱を開いたときの酢酸臭の有無を判定するには有効であり、かつ、この判定の記録は、最初の劣化情報として重要である。ただし、①による判定は定性的な上、個人差も生じることから、②の変色による検査の方がより精度が高いと思われる。また、②は分光光度計によって測色値が求められることから、定期検査に活用することで、色の変動、すなわち劣化度の推移を知る手段にもなる。

臭気がある、あるいはpH値が低いフィルムは、フィルムケースから取り出し開放して、

酢酸ガスを放散させる。新しい紙製包材に入れ替え、異常の認められないフィルムと分離して保存する。その際、保存箱に酢酸ガス吸収シートを入れると、酢酸の自己触媒を防ぐことができる。缶に保存されているフィルムも同様に、通気性を高めるために紙製包材に入れ替える。酸による濡れが認められる場合には、専門業者によるクリーニングをすることで、劣化の進行を抑えることができる。白い粉(可塑剤)の析出やフィルムベースが波状に変形をしている場合には再生が難しいため、複製を視野にいれる。

③によりフィルムに生じるカビ、膜面の剥離、歪み、カール、脆化、べとつき、変色、ブレミッシュ、その他の異常があれば記録し、適切な保護処理を行う。

7.4.3. 事例について

今年度行われた調査の中から10事例を挙げ、各対処方法を列記する。

事例1、2に見られる変色や溶解を元に戻すことは難しいが、クリーニングすることによって接着が外れ、また付着物が取り除かれ、更なる劣化を防ぐことは期待できる(事例1、2、3)。事例4は、市販のフィルムクリーナーあるいは無水エタノールで除去する。事例5は、湿度を与えながら巻き付ける筒を徐々に大きくして広げることで平面に延ばせる可能性がある。事例6、7、8は対処できない、あるいは化学処理が関わるので処理はせず、画像データを取り出すことに専念する。事例6については、両面からガラスで挟むことによって、現状より平面性を高めてスキヤニングをすることができる。

支持体がガラスである事例9～11の画像データを取り出した後、事例9は膜面側に乾板と同サイズの新しいガラスを準備し、紙テープ・正麩糊を使用して周囲を止める。事例10、11は落とし込みマットを製作し、乾板を納める。(45～46頁に事例写真を掲載)

7.5. 劣化した包材の処理と無酸性紙包材への交換

調査研究を行ったフィルムの写真袋やジャケットの多くは、事例1～3で示すように、酸性紙やグラシンペーパーが使用されていた。また、事例4に示すように、缶で密閉、あるいは密封されている状態のフィルムもあった。

長期保存を目的とした包材や保存容器は、長期間にわたって、写真画像や材料を劣化させる酸や過酸化物を放出せず化学的に安定し、かつ、その素材の表面が物理的に不安定でないものを選択する。具体的には、ISO 18916 (Imaging materials – Processed imaging materials – Photographic activity test for enclosure materials／イメージング材料－処理済みイメージング材料－封入材料の写真活性度試験)に合格し、JIS K 7645(写真－現像処理済み写真フィルム、乾板及び印画紙－包材、アルバム及び保存容器)に則したものを使用する。

ISO 18916では、写真包材の長期保存適正の試験には、①画像への影響、②汚染、③斑紋、が必要であるとし、その方法が記述されている。適用範囲は、現像処理済みのゼラチン・シルバー・プリント、カラー(色素・ゼラチン)、ジアゾ画像であり、判定素材は、間紙、ボード、マット、紙、プラスチック、接着剤、インク、ペイント、ラベル、テープなどに及ぶ。

JIS K 7645では、写真に直接触れる包材用素材として使用する紙、板紙、プラスチックの要

件(紙では、含有物やpH値、プラスチックでは、その組成や添加剤など)や、直接触れない紙や段ボール製の箱、または保存容器の規定(素材および構造など)が示されている。

調査研究では、写真1～5に示す、ロチェスターのImage Permanence Institute (画像保存研究所)のPhotographic Activity Test (ISO 18916に則した写真活性度試験)に合格した保存包装材料への入れ替え作業を行った。現在、写真活性度試験に合格し、市販されている長期保存用包材用素材には、プラスチックと紙がある。プラスチック(ポリエステル、ポリプロピレンなど)製は、塵埃からの保護能力が高く、フィルムをジャケットに収納した状態で記録された画像の確認が容易にできる、という利点がある反面、紙製と比較して通気性や遮光性、筆記性は劣る。また、静電気による塵の付着の問題もある。紙製には、写真1の不透明な紙と写真2の半透明のグラシンペーパーがある。

今回は、湿度の高い日本の風土、現在の調査場所の環境から通気性を第一に考え、紙製を採用した。しかし、写真2のジャケットに使用されているグラシンペーパーは、写真活性度試験に合格しているものの、JIS K 7645では、物理的に不安定な代表例として記載されている。湿度が高い条件下で生じるグラシンペーパーのしわや変形が、収納している画像表面に押しつけられて、部分的あるいは全面が光沢化する事例を挙げている。

以上、現状では、各包材は一長一短である。包材やその素材には、それぞれ特徴があり、保護能力、使用頻度、業務用途によって決定される。保存施設の業務がより具体化する中で、適切な包材や素材の選択がなされていくことと思う。

この保存施設の立ち上げを良い機会に、通気性が高く、かつ保護能力にも優れ、内容確認が容易で、また出し入れ時には擦り傷も発生させないなどの条件を網羅する、しかも低価格な製品の開発が行われることを望んでいる。

山口孝子 (東京都写真美術館保存科学専門調査員)

[海外の写真アーカイブ]



フランス文化省写真文化遺産保存局 収蔵庫7,000㎡ 40室



アメリカ国立公文書館・収蔵庫 温度18℃ 相対湿度33%



フランス文化省写真文化遺産保存局 収蔵庫の収蔵棚の総延長は1kmに及ぶ



アメリカ議会図書館の閲覧室



ジョージ・イーストマン・ハウスの小型ダゲレオタイプ収蔵箱



ナショナルジオグラフィック協会のカールスライド収蔵庫

【海外の写真アーカイブ】



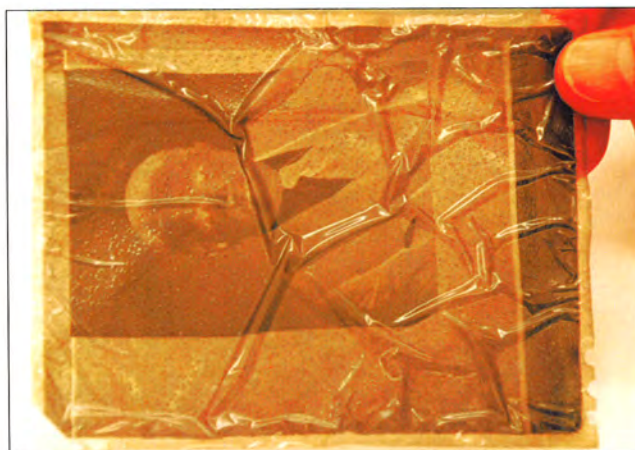
ネーデルランド・フォトミュージアム展示場



パリ市写真保存修復アトリエでの
ダゲレオタイプのクリーニング



高精細デジタルカメラによるデータ化



ビネガーシンドロームによる膜面の劣化



華氏64.8°(摂氏18°C)、湿度38%の収蔵庫



湿度検知票とフィルムベースの劣化検知ストリップ

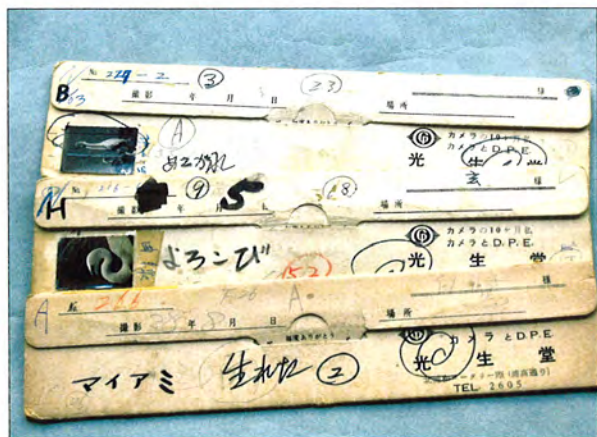
[写真原板の保存状況]



吉田潤の写真集に使用されたフィルム



小関庄太郎のフィルムフォルダーと紙箱



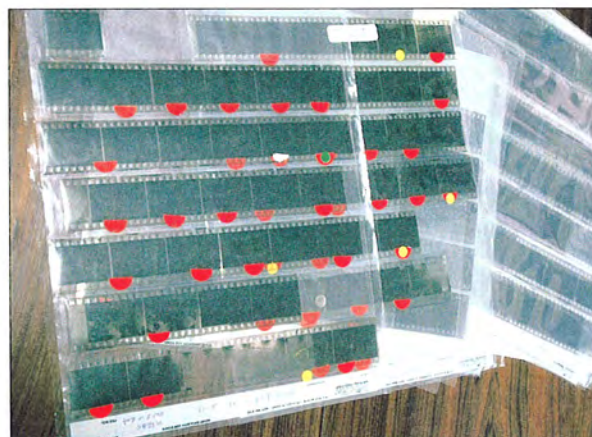
田中徳太郎のフィルムフォルダー（コンタクトプリントの貼付）



川上重治のフィルムフォルダー ネガ番号・撮影年月日・テーマの記入



大束元のフィルムとコンタクトプリント



山端庸介の長崎原爆被災 オリジナルネガフィルムフォルダー

[写真原板の保存状況]



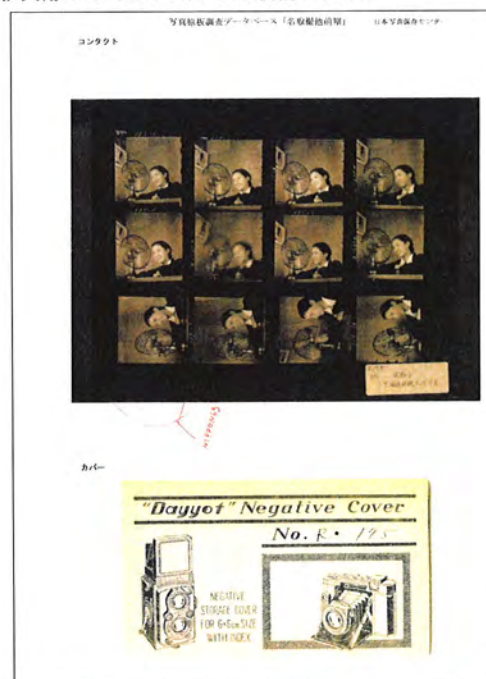
緑川洋一のコンタクトプリント (写真集の編集用)



木村伊兵衛のコンタクトプリントと収納ボックス



緑川洋一のカラーズライド保存箱



名取洋之助のコンタクトプリント (右下に整理番号) ネガフォルダー



藤川清のコンタクトブック テーマ毎に分類してある



入江泰吉のガラス乾板

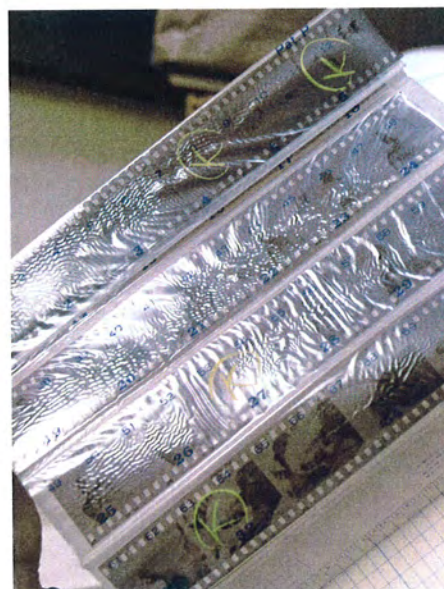


国立民族学博物館の脱硫装置

【劣化したフィルム】



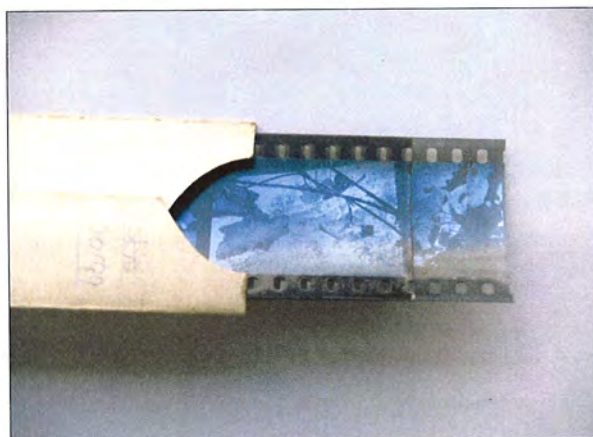
川上重治の湿気防止剤を入れた写真原板



フィルムフォルダーに接着した写真原板



ビネガーシンドロームで溶解した写真原板を納めた紙包



銀鏡化したフィルム



断片化したフィルムをセロハンテープで止めたもの



銀鏡退色したフィルム

[データ作成作業]



写真原板の照合作業（JCIIビル内の作業室）



写真原板のスキャンニング作業



写真集に使用されている写真原板のヒストグラム



グラシン紙（ドイツ製）フィルムフォルダーと中性紙のファイリングフォルダー



コンタクトプリントのスキャンニング、画像データ作成の作成



スキャンニングしたコンタクトプリント



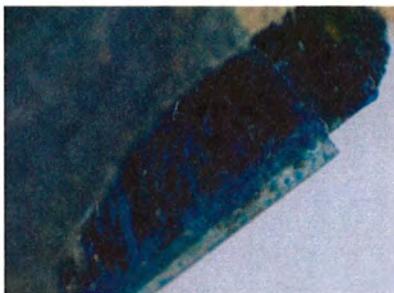
田淵行男記念館のポリプロピレン製のフィルムフォルダー

劣化の事例

[フィルム]



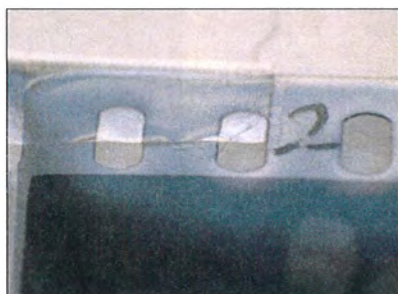
事例1: 付着物による変色



事例2: 溶解による接着



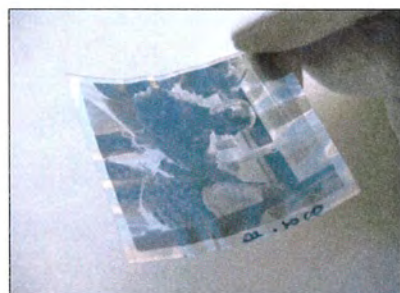
事例3: 乳剤膜とケース(紙)の接着



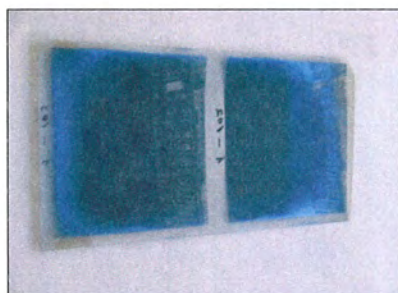
事例4: セロテープで繋いだネガフィルム



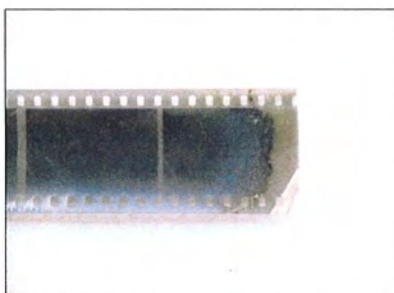
事例5: ネガフィルムの巻き癖



事例6: フィルムの歪み



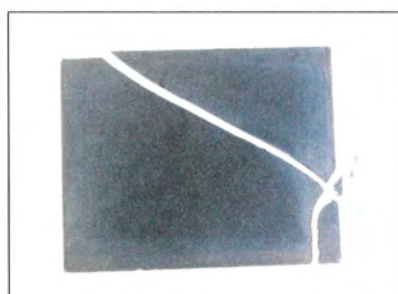
事例7: 酸化還元雰囲気による銀鏡



事例8: 画像の欠損



事例9: 墨によるマスクの剥がれ

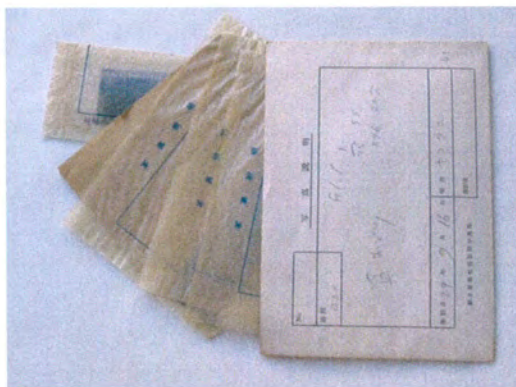


事例10: ガラス乾板の割れ

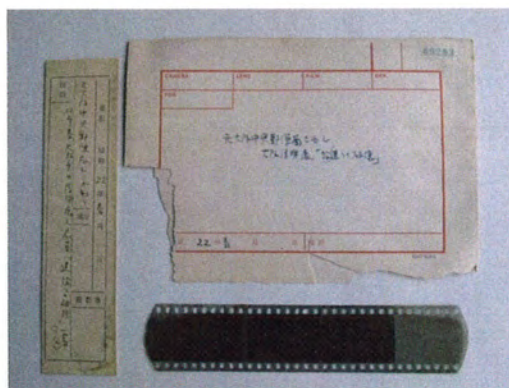


事例11: 銀鏡、画像膜の剥がれ

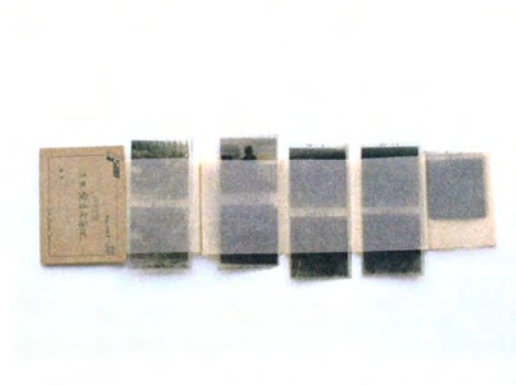
[オリジナル（劣化）保存包装材料]



事例 1：一つの写真袋に数枚の原板を収納



事例 2：紙製写真袋の破れ



事例 3：グラシン製のフィルムフォルダー（サイズ不良）



事例 4：密閉缶

[交換に使用した保存包装材料]



写真 1：中性紙製 4×5 用



写真 2：グラシン製 6×6 用



写真 3：グラシン製 35mm 用

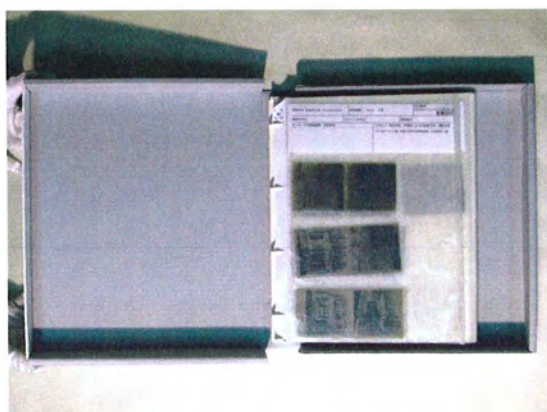


写真 4：紙製保存容器



写真 5：紙製保存容器のとじ具

8. 利活用に関する基本的な考え

8. 1. 利活用にあたって

8. 1. 1. 文化資産としての利活用

写真術が我が国に渡来して160年余、初期の銀板写真にはじまり、ガラス湿板、乾板、白黒フィルム、カラー写真などの銀塩時代、そして今日のデジタル写真と実にめまぐるしく写真技術は変貌してきた。

その写真表現は事物を精緻に記録するメディアとして、さまざまなものを捉えてきた。暮らしの日常、ポートレート、自然のいとなみ、変貌やむことない都市景観、伝承される祭事や神事、伝統芸能、社会変動の報道、ファッション、広告写真など、人間活動のほとんどすべての分野に及んでいる。そこには近代日本の姿が生々しく克明に記録されていて、目で見る生き証人としての歴史的、文化的な資料となっている。その残された写真原板それ自体が膨大な歴史資料となり、貴重な文化資産となっている。

しかし、それらの写真原板の多くは写真家個人とその遺族のもとで細々と保存されているに過ぎない。写真家が物故するとその写真原板の多くは利用される機会を失い、部屋の片隅にうず高く積み上げられたり、なかには不用品として処分、廃棄されている。これは写真という日々の記録をした歴史資料を自ら捨て去っているに等しいことである。

写真保存センターの設立は単に写真家の業績を残すということだけではない。残されている写真原板に記録されている日本の、日本人のそれぞれの時代の姿を後世に残し、学術、教育文化、マスメディアなどの分野での活用を促すことを目的としている。保存センターの役割はこの文化資産を収集し、分類整理し、保存管理することである。この文化資産をインターネットを介して国内外に発信し、広く利活用の便に供することである。

ちなみに現在、国指定の重要文化財とされる写真資料はダゲレオタイプ銀板写真6件、写真アルバム1件、ガラス乾板群2件の10件で、国指定の文化財全体の1%にも足りないが、歴史資料としての写真の評価は今後ますます高まるであろう。

8. 1. 2. 具体的な利活用として

学術研究の対象としても、あるいは時代や社会を記録する歴史資料としてもきわめて貴重な写真原板は、絶えず散逸と劣化という経年危機に瀕している。写真保存センターが当面の保存収集の対象としているのは、ガラス乾板、カラーフィルム、デジタル画像なども視野に入れつつ、主としてネガフィルムの撮影原板で、それも1945年頃から1970年にかけて撮影され、印刷物等で公表されたものから順次収集と調査研究に着手している。

撮影原板としてのネガフィルムを収集し、それらから得られる画像データの解析を進め、いつ、どこで、誰が撮影し、どんなものが写っているのかを調べ記録し、アーカイブ化された折に、データベースとして利活用する元データ原票を作成している。そしてインターネットによって収蔵している写真の内容と所在を公開することになる。予測される利活用の対象

としては、書籍、雑誌、新聞、パンフレットなどの印刷媒体の原稿として、展覧会の展示プリントおよび図録の原稿として、テレビ放送やインターネット・WEB等での使用、宣伝・広告媒体のほか、学術研究のための資料として、あるいは個人的な鑑賞のためなど広範な分野での利活用が考えられている。

ここで利活用に提供される写真原稿としての形態は、オリジナル写真原板の貸し出しは行わず、写真保存センターで制作したプリントやデジタルデータを貸し出すことになる。デジタルデータのインターネット上での公開は比較的小さなデータのものとし、ダウンロードしての使用ができない程度のサイズとする。利活用に当たっては用途に応じたサイズに変換して対応することになる。また、利用目的によって、利用数量によって課金方法や料金の違いを表した使用料金基準を設定して行うことになる。

8.1.3. 利活用の課題と問題点

これまで利活ユーザーは使用したい写真を探し出し、撮影者の所在を探し当てるのに苦労することが多かった。出版物などで公表された写真であっても、その所在確認には手間取った。写真の著作権台帳や管理団体がいないため、関係筋を頼って探し出すのに時間がかかった。物故者の場合は遺族や著作権継承者が古い写真原板を探し出す作業は実に大変であった。遺族や著作権継承者の手元で保存されている写真原板を保存センターに寄贈、譲渡されれば、写真原板の保存はもとより、利活用のためのデジタルデータの借用が簡易となり、利活用の確率が急激に拡大することが予想される。

このことは歴史的資産である写真の有効活用を図ることにつながり、資産の継承、教育文化の普及、向上に役立つことになる。今後こうした文化資産は我が国内だけでなく、インターネットで海外での需要を掘り起こし、利活用の促進を図ることも可能となる。

こうした環境を作り出す上で、著作権や肖像権といった権利の法的処理が必要で、遺族や著作権継承者の承諾は勿論のこと、権利の譲渡などさまざまな契約を結ぶ必要がある。同時に権利者の理解と協力を得ることが大切な作業となる。

利活ユーザーにとっては、こうした権利関係の煩雑な手続きが写真保存センターの設立によって、迅速にできかつ負担の軽減が図れることが望まれている。この制度を有効にするためには、遺族や著作権継承者の権利の全面的譲渡あるいは一部移譲など、さまざまな形態による契約が必要になってくる。

早川与志子（明治大学法学部講師）

多田 亜生（岩波書店美術編集者）

8.2. 原板保持者・著作権者と利用者・活ユーザーとの法的な処理

8.2.1. 利活用に関する基本的な考え

- ① 時間の経過とともに消えてゆく現実や記憶と異なり、写真等の記録媒体に記録された事実は、通常は時間とともに価値を増す。にもかかわらず、現在の写真原板の保存状態は決して十分ではなく、時間とともに多くの貴重なフィルムが消えつつある。

これまで多くの写真原板が個人の手元で保存されてきた状況と、写真原板の素材ないし組成物の改良が、製造者側においてさえ原板の長期保存という観点から必ずしも十分に分析等されていなかった実情により、少数の例外を除いて写真原板の保存状態は極めて劣悪といわざるを得ず、後世における写真に記録された情報の活用という観点から考えると極めて由々しき事態が進行しつつある。

- ② これらへの対策は、第1に写真原板を収集することによって、この危機的事態を回避することである。第2は、収集した写真原板をより積極的に活用し、社会、歴史、芸術等の文化の発展に資することである。両者は車の両輪である。特に利活用に関しては、希望者に利活用の門戸を開くというだけでは足りない。保存している写真原板の内容を公開し、そのことにより、写真が物語る社会、歴史、芸術等の文化を広く国民に知らせる役割を有する。

8.2.2. 原板保持者および著作権者との法的な処理

- ① 基本的には、08年報告書に掲載の契約書を基本とする。
- ② しかし、これまでの収集と、今後予想される多くの収集との違いを踏まえると、保存センターへの提供に関して、原板とともに著作権に関し、瑕疵なく権利者の同意を得たことに関して一層以下の点に留意する必要がある。
- 1) すなわち、第1に、真に許諾権を有する者を正確に把握すること。
まず、原板保持者と著作権者は、必ずしも一致しないことに留意する。
特に、著作権者が物故者であるときには、著作権継承者(通常は、法的には当該著作物の相続人であるが、生前贈与がされていたり、死因贈与、遺贈等されることも没却してはならない。)を、確実な法的裏づけ資料を収集のうえ確定することである。
この点は、聞き取りを端緒とした戸籍の収集、相続人関係図の作成、遺言書ないし相続人間の協議結果に関する確認といった通常の相続手続きにおける方法によって履践することとなる。
- 2) 合意に際しては、単に契約書を得ればよいのではなく、どのように説明し、理解を得て契約書作成に至ったかを後日説明しうるよう書面を獲得することが重要である。
したがって、できれば説明の補助として説明の要点に関しては書面を用いて説明し、さらには説明を受けた旨の確認(不動産取引における重要事項説明書の確認印のように)を提供者から得ることも考えるべきである。
- 3) そのことを確実にするためには、同意を得る任に当たる者に対して、教育を施し、写真原板保持者に正確な説明を尽し、その上での合意を得ることを徹底する必要がある、そのための簡易な教育素材を文書化することも検討されるべきである。
- ③ 収集された写真原板に関しては、管理規定を充実することである。これもまた、広い意味での法的課題といえよう。なぜなら、さまざまな文化を後世に伝える保管方法は、明確に定められ、常に検証され、最適化される必要があるからである。
- ④ 保存される写真原板の管理は、修復のような手を加える保存と、狭義の保存とに分かれる。

前者に関しては、どの様な設備を用いて、どの程度の修復を行ないうるか、今のところ未であるから現時点で詳細には言及し得ない。

後者に関しては、適正な保管状況を維持することは言うまでもなく、その内容としては保管室の適性温度・湿度、保管庫の形状・材質、ファイルの材質等を始めとする管理基準を定める必要がある。

- ⑤ また利活用のことを考え、検索の利便性のための工夫を要することとなる。検索はカードを用いて一旦原簿を作ることが予想されるが、その場合であってもコンピューター上での検索を可能とすることが不可欠であり、当然ここにも画像を取り込み、また、写真家の氏名、撮影年月日、場所等の基本情報のほかに、タグを付けるなどの処理が必要となる。タグに関しては、写真の被写体等に関して、どのような分類を行なうか、一原板に対してどの程度のタグを付すことを可能とするのかなどを定めることとなるが、検索規則の確立は収集の進展とともに進化し、具体化される必要があろう。従って、途中の変化がデータベースの混乱を来たさない方法の規則が考えられるであろう。

また、データベースについては、後述するように公開しうる画像と公開し得ない画像が存することに配慮しなければならない。

このデータベースは、セキュリティ上から、公開用と内部保管用(外部からのアクセスを不可能とするデータベース)との区別が不可欠で、その点のルールも明確に定める必要がある。

- ⑥ また上記画像は、データベースの構築作業とは別に、原板の再現の予備的手段としてもデジタル画像としての保存を行なうべきであろう。この場合、細精細画像による保存のレベル、ファイル形式、媒体の種類等のおのおのに関して、複数の方法を採用するの可否も含めて、基準を明確に規則化すべきである。
- ⑦ これら内部規定は、センターの最高執行機関の意思決定によるものを「〇〇管理規則」、同機関の定める職務分掌管理規則によって分掌している各部の責任者が最高執行機関の長の同意を得て制定する内部規定を「〇〇管理準則」とし、その実行のために、各部内の責任者により定めた規定を「〇〇執務規定」とする。

8.2.3. 利用者・活用户との法的な処理

- ① 利用者・活用户との法的な処理に関する契約書を考えるにあたっては、以下のことを考慮すべきと考える。
 - 1) 現時点で考えているのは、法の定める第21条以下の11個(公衆送信権は放送権と送信可能化権に分ける)のうち、22条の上演権、演奏権、24条の口述権、26条の頒布権のような写真著作物においては機能しない権利を除き、また27条の翻案権を別扱いとして、7つの各著作権ごとに、活用户たる申込者が許諾を希望する権利を明記すること。
 - 2) 1)で限定した7つの権利に関しては、権利を記載させるのではなく、選択しうるように配列しておくこと。
 - 3) 翻案権に関しては、選択ではなく(あるいは選択にしても)具体的態様を明記させ審査する扱いとすること。また審査がある旨を明示しておくこと。

4) 権利の配列に当たっては、例えば、複製権と譲渡権を近くに並べるなど、条文の配列にこだわらず、意に反した選択漏れのない選択が出来るよう工夫をすること。

5) 具体的な使用の態様を詳細に表記させること。

その際には、期限、回数ないし数量等の要素はさしあたり不可欠であろう。

② 更に、個別的な許諾契約の内容に先立ち、次の5点を考慮すべきと考える。

1) 肖像権等に関しては、特段の表示をしていない限り当方による権利処理がされていないこと、したがって、肖像権者との関係においてはその使用の仕方における責任は利活用者の責任で行う必要があることを明記する。

2) 著作権保護期間内にあるものとそうでないものにより、法的には取り扱いが異なること。

すなわち、当センターが取り扱う予定の写真原板については、保護期間経過後の写真もあり、仮に何らかの名目で対価を徴収するときはもちろん、徴収しないときであっても原板の無断利用に対して規制する以上、その法的根拠が必要となる。

著作権保護期間経過後の写真原板に関しては、所有権に基づくものといわざるを得ず、そのため、権利侵害に対する規制は、占有を害された場合に限るという点を考慮し、後述するネット上での公開は、後述のような配慮を行なったとしても侵害行為にさらされやすいという弱点に十分な配慮が必要である。

3) 利活用の申込みと許諾の大半を、近い将来、オンライン上で行いうるようにすることが望ましい。その場合には、見本である写真をネット上で公開することが必要となる。

4) 前項の公開に関する権利者への説明に際しては、センターはピクセル数等における工夫を最大限行うこと、その数値選択の裁量はセンターに一任すること、そのような配慮をしてもなお無断複製による利用のリスクを完全にゼロには出来ないことに関して、理解を得ておくことが重要である。ただし、前記のとおり、保護期間の過ぎた写真のネット公開には、以上の配慮をしてもなお前述した弱点があるので、原則として、非公開ということになる。

5) ネット上での許諾方式を採るようになるまで、オフライン上での契約ないしオフラインとオンラインとが並存することになる。

言うまでもなく、オンライン上の契約の場合はもちろん、それ以前においても、オンライン上での作品公開がありうることに限しては、収集時点で予め、権利者の理解と承諾を書面で得ておくことが必要になる。

北村行夫（弁護士）

まとめ（今後の課題）

事物を精緻に記録するものに写真があることは、誰もが認めるところである。その記録を後世に伝え残すことがいま問われている。記録を残す方法は古くは絵画や文字に始まり、19世紀半ばに写真術の発明によって、その記録性能は飛躍的に向上し、その後映画へと発展した。そしてテレビ、ビデオと進化し、20世紀末期からデジタル技術へと歩みを速めている。

これらの記録装置の源泉は写真にあると言っても過言ではない。写真は事物の記録から創作者の精神社会を描き出す表現にまで幅を広げ、新しいメディアが次々と誕生している。しかし、時代を遡って記録を呼び起こすことはできない。そこは写真や映画といった記録媒体にはかなわない。なかでも写真が記録したフィルム(写真原板)は、その精緻さにおいて他を圧倒する情報量を持っている。

第二次大戦で我が国の主要な都市が戦禍にまみれ、市民が日本人の日常を記録していた歴史的、文化的に貴重な写真の多くが灰燼に帰した。敗戦後いち早く市民権を獲得したのが写真であろう。抑圧されていた市民生活が解放され、自由を謳歌する市井の人々の営みが写真によって甦った。こうした日々の記録が写真家や愛好家の手によって数多く撮影されていた。いまその時代に活躍した写真家もすでに他界され、残された膨大な量の写真フィルムが遺族や孫たちの元に残されている。戦後も60年以上も経つとその残されたフィルムそのものが、価値を評価されないまま散逸したり廃棄されている。

この歴史的、文化的な貴重な写真フィルムを収集し評価することによって、時代を捉えたさまざまな諸相を甦らせ、学術、教育、芸術文化、情報など幅広い分野で活用する必要を求めている。

平成19、20年度はそうした写真原板の存在確認と保存状況を把握することに努めてきた。そこで問題となったのが、写真フィルムの経年劣化という問題であった。フィルム素材の化学変化によるものと、劣悪な保存環境によって劣化が進み使用に耐えない現象が生じていた。さらに高温多湿な我が国での個々人による保存には限界があることが実証されたことで、早急な保存対策の必要性が浮上している。

写真画像を残す技術的方法としては印画紙によるプリントと、写真原板そのものを残す方法とがある。さらに近年では発展著しいデジタル技術による方法もある。しかしながら膨大な量の写真フィルムを収集保存するとなると、その量ゆえに広大な保存施設を必要とするといった課題もある。そこに登場したのがデジタル技術で、その利便性は高く評価されるが、人為的ミスによる瞬時の画像喪失というリスクや大量のデジタルデータを如何に安全に、しかも長期に保存するかという課題も抱えている。

21年度の調査研究はそうした課題をふまえながら、直面する課題にどう対応するかを探った。まず遺族の元より保存されている写真原板の一部をお借りして調査資料とした。なぜ一部かというと、すべてを借り受けるだけの広さをもった施設が経費面で用意できなかったことである。それと残されている写真の利活用の頻度を考慮したとき、すでに公表されている写真家の作品集(写真集)を第一段階での資料とすることで、写真原板との照合や保存状況の確認を進める上で適当であると判断したからである。

実際に個々の写真原板を調べてみると、フィルムの劣化だけでなく、写真家自身の記録の不備から写真集等に使われた写真原板の照合に手間取るといった問題を見つけた。不備と言われる部分は、写真原板を納めたフィルムフォルダーへ、撮影画像に対する必要情報(撮影年月日、被写体やテーマ名、撮影地などとフォルダーとコンタクトプリントの照合可能な整理番号)の記述が十分でなく、なかには全く記入されていないものもあるなど手こずらせた。撮影時の情報が揃っていれば写真原板台帳への記帳も楽だったし、データベース化もより詳しいものとなった。

写真原板の借り受けあるいは寄贈を受けるにしても、単に著作権の問題だけでなく、写真原板の所有権や譲渡条件など法的に整備しなくてはならない問題も浮上し研究課題とした。

こうした現状を見るにつけ、欧米における写真アーカイブの規模だけでなく、写真が如何に歴史、文化を支える有力な装置であるとの認識を、設置者だけでなく市民すべてがもって運営にあたっていることを知り、我が国においてもその必要性を写真関係者だけでなくあらゆる分野の人たちに広報する必要性を感じた。

松本徳彦（社団法人日本写真家協会専務理事）

禁無断転載

平成 21 年度 文化庁
「我が国の写真フィルム保存・活用に関する調査研究」
報告書

平成 22 年 3 月 社団法人日本写真家協会

〒102-0082 東京都千代田区一番町25 JCIビル

TEL : 03-3265-7451 FAX : 03-3265-7460

[http : //www.jps.gr.jp](http://www.jps.gr.jp)

E-mail : info@jps.gr.jp